

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 5 年 10 月

仙 台 市 人 事 委 員 会

R5 人委審第 1143 号

令和 5 年 10 月 13 日

(写)

仙台市議会議長 橋本 啓一 様

仙 台 市 長 郡 和子 様

仙台市人事委員会

委員長 芳賀 洋一

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目

次

頁

別紙第 1 職員の給与等に関する報告	1
--------------------	---

1 はじめに	1
2 職員の給与	2
3 民間給与の調査	4
4 職員給与と民間給与の比較	7
5 国家公務員給与との比較	10
6 物価及び生計費	10
7 人事院の報告及び勧告	11
8 給与の改定等	17
9 人事管理、その他勤務条件	20

別紙第 2 職員の給与に関する勧告	33
-------------------	----

職員の給与等に関する報告

1 はじめに

職員の給与は、人事委員会の給与勧告を基にして、市長の条例提案、議会の審議を経て決定されるものである。

給与勧告の制度は、職員が労働基本権の制約を受け、民間と異なり労使交渉による給与決定ができないことの代償措置であり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有している。

給与勧告に際しては、本委員会は、地方公務員法に定める均衡の原則を踏まえ、職員の給与水準を民間事業従事者の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本としてきた。民間準拠による給与決定方式は、市民及び職員の理解の下に長年実施されてきており、有為な人材の確保や労使関係の安定など能率的な行政運営の基盤として機能してきたところである。

本委員会は、昨年10月、地方公務員法の規定に基づき職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定の基礎となる諸条件並びに人事管理、給与制度その他勤務条件について調査研究を行い、それに基づき職員の給与等について検討を重ねてきた。その結果は、おおむね次のとおりである。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在において在職する本市の職員のうち、「職員の給与に関する条例」に定める各給料表の適用を受ける職員について「職員給与実態調査」を実施した。

本年の調査対象となったのは11,236人であり、このうち、民間給与との比較の対象となる行政職給料表の適用を受ける職員数は5,434人である。

これらの職員の本年4月における平均給与月額等は、第1表に示すとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

その1 給料表適用職員

給与種目	令和5年4月	令和4年4月	令和3年4月
給料	円 334,761	円 334,902	円 337,303
扶養手当	7,339	7,352	7,508
給料の特別調整額	7,638	7,511	7,493
地域手当	21,094	21,089	21,244
住居手当	7,829	7,674	7,478
その他	2,635	2,721	2,775
給与額	381,296	381,249	383,801

(注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当である。

3 再任用職員は含まれていない（以下その3まで同じ。）。

4 「給与額」は給与の総額を職員数で除したものであり、給与種目の合計と一致しない場合がある（以下その2まで同じ。）。

その2 行政職給料表適用職員

給与種目	令和5年4月	令和4年4月	令和3年4月
給料	円 321,351	円 321,551	円 324,050
扶養手当	6,843	6,928	7,134
給料の特別調整額	10,565	10,375	10,359
地域手当	20,414	20,394	20,561
住居手当	8,234	8,142	8,066
その他	146	180	158
給与額	367,554	367,570	370,328

(注) 1 「給料」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当及び初任給調整手当である。

その3 行政職給料表適用職員数、平均年齢及び平均経験年数

	職員数	平均年齢	平均経験年数
令和5年4月	5,434人	40.8歳	18.6年
令和4年4月	5,395人	41.0歳	18.9年

3 民間給与の調査

本委員会は、職員と民間事業従事者の給与の比較を行うため、人事院、宮城県人事委員会等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査は、市内の民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の594事業所から層化無作為抽出法により抽出した157事業所を対象として、公務と類似すると認められる職務に従事する者等6,601人について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を調査し、併せて給与改定の状況等についても調査を行った。

ところで、職種別民間給与実態調査については、職員の給与を民間準拠とすることについて幅広く市民の理解を得るとともに、産業構造や組織形態等の変化も踏まえた妥当な内容とすることを目的として、適宜見直しを実施してきている。具体的には、平成18年に、調査対象とする企業の規模をそれまでの100人以上から50人以上に引き下げている。これは、調査自体の精確性・信頼性を確保しつつ、民間給与をできるだけ広く把握しその実態を職員の給与水準に反映させるため、重要な給与決定要素である役職段階の企業規模100人未満の民間企業における状況や、同年の職種別民間給与実態調査において試行した企業規模50人以上100人未満の民間事業所を対象とした調査における調査率及び公民給与比較の対象となる役職段階別の調査実人員の確保の状況、同様の観点から行われた国における見直しの内容等を考慮して行ったものである。このほか、比較対象従業員の範囲について、同年にスタッフ職等へ拡大し、平成26年に比較対象従業員へ中間職（職責が部長と課長の間に位置付けられる従業員等）を追加する見直しを、調査対象産業について、平成25年に「農業、林業」、「宿泊業、飲食サービス業」等を加えた全ての産業へ拡大する見直しを行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の主な結果は、次のとおりである。

(1) 紙与改定の状況

第2表に示すとおり、係員でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は55.8%（昨年33.4%）、ベースアップを中止した事業所の割合は4.4%（同14.5%）となっており、91.6%（同81.7%）の事業所において定期昇給を実施している。

第2表 民間における紙与改定の状況

その1 民間における本年の紙与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	55.8	4.4	0.0	39.8
課長級	41.8	9.2	0.0	49.0

(注) 調査時点においてベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

その2 民間における本年の定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期 昇給 実施				定期 昇給 制度なし	
		増額	減額	変化 なし			
係 員	92.3	91.6	23.2	1.6	66.8	0.7	7.7
課長級	76.1	75.4	14.8	1.1	59.5	0.7	23.9

(注) ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所及び調査時点において定期昇給の実施が未定の事業所を除いて集計した。

(2) 初任給改定の状況

第3表に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で41.2%、高校卒で18.5%となっている。そのうち大学卒で65.0%、高校卒で60.9%の事業所で初任給が増額となり、大学卒で35.0%、高校卒で39.1%の事業所で据置きとなっている。

第3表 民間における初任給改定の状況

(単位：%)

学歴	項目	採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒		41.2	[65.0]	[35.0]	[0.0]	58.8
高校卒		18.5	[60.9]	[39.1]	[0.0]	81.5

(注) [] 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

4 職員給与と民間給与の比較

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づいて、毎月きまって支給する給与（月例給）と、一定の時期に賞与等として支給する給与（特別給）の2つに大別し、それぞれ比較を行った。その結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっている。したがって、職員給与と民間給与を比較するに当たっては、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、上記の給与決定要素を合わせて、同種・同等比較を行うことが適当である。このため、本委員会では、月例給の職員給与と民間給与との比較においては、職員にあっては、一般的な行政の事務事業に携わる行政職給料表適用職員と、民間にあっては、これに相当すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、本市職員数を基礎としたラスパイレス方式による比較（本市の個々の職員に上記4つの給与決定要素が同一である民間事業従事者の給与額を支給したと仮定して算出される本市職員全体の給与支給総額と、現に本市職員に支給している給与支給総額との比較）を行っている。

本年4月分の比較の結果は第4表に示すとおりであり、公民較差を算出したところ、民間給与が職員給与を1人当たり2,842円（0.77%）上回っていた。

第4表 月例給の公民較差

民 間	職 員	較 差
373,698 円	370,856 円	2,842 円 (0.77%)

(注) 1 本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない（比較対象職員の平均年齢41.2歳）。

2 民間にあってはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額、職員にあってはこれに相当する給与（給料、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、住居手当等）の額で比較している。

また、月例給のうち、初任給及び家族手当の状況は、以下のとおりである。

ア 初任給

市内の民間事業所における新卒事務員・技術者の初任給の状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 民間における学歴別初任給

学 歴	初任給月額
大 学 卒	209,668 円
短 大 卒	187,890 円
高 校 卒	172,002 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当等の所定外給とのほか、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

備考：職員の初任給は、地域手当を含めて、大学卒201,612円、短大卒179,352円、高校卒164,406円である。

イ 家族手当（扶養手当）

市内の民間事業所における家族手当の支給状況は、第6表に示すとおりである。

第6表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,550 円
配偶者と子1人	21,499 円
配偶者と子2人	27,381 円

(注) 金額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

備考：職員の扶養手当の支給月額は、配偶者及び父母等については6,500円、子については10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に市内の民間事業所において支払われた賞与等の特別給（ボーナス）を精確に把握し、平均所定内給与月額に対する支給割合を算定したところ、第7表に示すとおり4.50月分に相当しており、職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数（4.40月分）を上回っていることが明らかになった。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期（A1）	360,568 円
	上半期（A2）	365,993 円
特別給の支給額	下半期（B1）	810,323 円
	上半期（B2）	824,549 円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.25 月分
	上半期（B2/A2）	2.25 月分
	計	4.50 月分

(注) 「下半期」とは令和4年8月から令和5年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

5 国家公務員給与との比較

総務省の令和4年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員について、令和4年4月の給料月額を、学歴及び経験年数を考慮してラスパイレス方式により比較した場合の本市職員の指数（国家公務員を100とする。）は102.7となっている。

これに対し、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員（いずれも、本年度の新規学卒の採用者等を除く。）について、本年4月における諸手当を含めた平均給与月額を比較すると、国家公務員は404,015円（平均年齢42.4歳）、本市職員は370,856円（平均年齢41.2歳）となっている。

6 物価及び生計費

総務省統計局の調査によると、本年4月の仙台市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して3.8%増加している。

また、同局の家計調査によると、本年4月の仙台市における勤労者世帯（世帯人員3.38人、世帯主年齢50.4歳）の消費支出は、325,637円となっている。

7 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日に、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の国家公務員の給与について報告し、必要な給与改定について勧告を行った。併せて、公務員人事管理に関する報告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告を行った。それぞれの概要は、次のとおりである。

人事院の報告及び勧告の概要

I 公務員人事管理に関する報告

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

→行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

↓

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

↓

↓

↓

公務組織を支える

職員個々の成長を通じた

多様なワークスタイル・ライフ

多様で有為な人材の確保の

組織パフォーマンスの

スタイル実現と Well-being

ための一体的な取組

向上施策

の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

【課題認識】

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

【課題への対応】

○民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援（オンボーディング）の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

○採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

○今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現 令和6年給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ）
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

【課題認識】

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

【課題への対応】

○職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

○個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

【課題認識】

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

【課題への対応】

○多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し（※）、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設（本年勧告）
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

○職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

II 職員の勤務時間の改定に関する勧告

1 現状

- ・育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

2 必要性

- ・職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

3 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

4 施行日

令和7年4月1日

III 給与に関する報告及び勧告

1 給与勧告制度の基本的考え方

- ・国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ・国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な待遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本として給与勧告

2 民間給与との比較に基づく給与改定等

(1) 民間給与との比較

<月例給> 民間給与との較差 3,869円 (0.96%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

<ボーナス> 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数 4.40月]

(2) 給与改定の内容と考え方 [実施時期：令和5年4月1日 (ボーナスは、法律の公布日)]

<月例給>

○俸給表

①行政職俸給表 (一)

- ・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ

◇一般職試験（高卒者）7.8%[12,000円]

◇一般職試験（大卒程度）5.9%[11,000円]

◇総合職試験（大卒程度）5.8%[11,000円]

- ・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を遞減させる形で引上げ改定

(平均改定率：全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])

- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

②その他の俸給表

- ・行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定）

<ボーナス>

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分 (+0.10月分)

- ・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.25月 (現行1.20月)
	勤勉手当	1.05月 (現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
	勤勉手当	1.025月

<その他>

- ・初任給調整手当：医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・委員、顧問、参与等の手当：指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

(3) 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

<手当の概要>

- ・住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・手当額は月額3,000円
- ・令和6年4月1日から実施
- ・在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

(4) 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇勧告後の平均給与（行政職俸給表(一)）
月額 407,884円 (+3,869円、+0.96%)
年間給与 6,731,000円 (+105,000円、+1.6%)
- ◇勧告後の初任給（行政職俸給表(一)）
総合職大卒[本府省] 249,640円（本府省業務調整手当を含む）
一般職大卒[地方機関] 196,200円（地域手当非支給地）
一般職高卒[地方機関] 166,600円（地域手当非支給地）

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表

8 納入の改定等

月例給については、民間事業従事者の給与が職員の給与を2,842円(0.77%)上回っており、民間給与との較差解消を基本とした改定を行う必要があると判断した。

その方策としては、公民較差の大きさ等を考慮し、基本的な給与である給料月額の引上げ改定を行うこととする。

また、期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間の支給月数を0.10月分引き上げる必要があると判断した。

その他、具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 改定すべき事項

ア 月例給

(給料表)

公民の給与比較を行っている行政職給料表について、民間における初任給の動向や、人材確保の観点等を勘案して、初任給を中心に若年層に重点を置いて給料月額を引き上げる改定を行う。具体的には、初任給については11,000円から12,000円引き上げ、それ以降については公民較差の程度を踏まえて改定率を遞減させることとする。定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本として所要の引上げ改定を行うものとする。

給料表の改定については、本年4月時点での比較に基づいて、公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、

同月に遡及して実施することとする。

(初任給調整手当)

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表（一）の改定状況を勘案し、所要の改定を行う。

なお、改定については、本年4月に遡及して実施する。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、本年度から支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、国に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当についても、支給月数の引上げを行うこととする。

なお、本年5月、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の改正が行われ、令和6年4月1日から施行されることとなった。また、令和6年度から、フルタイムの会計年度任用職員についても、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給するよう総務省が通知している。

任命権者においては、改正法の趣旨等を踏まえ、適切に対応し

ていく必要がある。

(2) その他（国における給与制度のアップデート）

人事院は本年の公務員人事管理に関する報告の中で、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を整理・公表した。

本委員会としては、今後、国の動きを注視しながら、本市の実情にあわせた給与制度の在り方について検討していくものとする。

9 人事管理、その他勤務条件

行政における適正な事務執行は、市民からの信頼と納得を得て市政運営を行うに当たり根幹となるべきものであるが、昨年度より本市において相次いで発生した不適切な事務処理によって、本市の行政運営や職員に対する市民からの信頼は大きく損なわれている。

また、少子高齢化の進展による社会構造の変化、激甚化する災害への対応、デジタル技術の進歩など、社会情勢が急速に変化する中で、本市の抱える行政課題はますます複雑・高度化している。

こうした諸課題に対応していくため、適正な事務執行はもとより、環境の大きな変化にも柔軟に対応することができる、多様で有為な人材を確保し、育成していくことがますます重要となる。

さらに、職員一人ひとりが能力を十分に發揮できる活力ある組織を維持していくためにも、職員の心身の健康保持、働きやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められている。

(1) 働きやすい環境づくり

ア 超過勤務の縮減

本市における職員一人当たりの超過勤務時間数は、近年、高い水準で推移しており、年間720時間を超える極めて長時間の超過勤務を行った職員数が増加傾向にあるほか、部署による偏りも見られるなど、依然として厳しい状況が続いている。

本年4月に策定された「仙台市定員管理計画」においては、変化する行政需要に対応し、効果的で効率的な行政サービスを提供できるよう、組織の効率化と人的資源の再配分や、庁内での応援体制等による定員の効果的な配分などに留意しながら、過不足の

ない定員管理を進めることとしている。また、定年の段階的引上げに伴って生じる単年度限りの増員を、「特例定員」として、市民サービスの充実や職員の働き方改革の推進等へ活用するための検討が行われている。

さらに、令和3年6月に「仙台市デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」が策定され、R P AやW e b会議システム等の利用が進められている。本年はデジタル推進専門官の配置等を行い、業務手順の見直しに係る助言を行うなど、デジタル化に向けた取組への支援が行われているほか、各部署においても生成A Iの業務への活用に係る試行を開始するなど、新たなデジタル技術による業務効率化に積極的に取り組んでいるところである。

本委員会が本年7月から8月にかけて実施した、超過勤務時間数の多い部署等を対象としたヒアリングでは、各部署において、業務プロセスの見直し、電子申請サービス等の利用、業務の外部委託、会計年度任用職員の任用、部署内での業務量の平準化などにより、超過勤務の縮減に銳意取り組んでいることが確認できた。一方で、一部の部署においては、職員の休職等の様々な事情によりマンパワーが不足している状況にあること、新規事業の開始やコロナ禍で中止していたイベントの再開などにより業務量が昨年度より減少する見通しまでは立っていないことなども確認された。

任命権者においては、デジタル技術の活用などによる業務の効率化を図り、超過勤務を常態化させないよう、更なる取組を進めていくことが求められる。さらに、業務量や職員の休職等、各部署の実態を踏まえた適正な人員配置を行うとともに、新型コロナ

ウイルス感染症への対応により得られた知見を生かした柔軟で効率的な組織運営により、業務量を平準化していく必要がある。

なお、前述のヒアリングと併せて本委員会が本年実施した労働関係法令の適用状況に関する調査では、多くの部署において超過勤務時間がおおむね適正に管理されていたものの、一部でタイムカードの記録と申請されている超過勤務時間にかい離が見られることから事情を確認した結果、超過勤務の申請漏れ等が判明し、超過勤務手当が追加支給された事例もあった。

超過勤務の縮減に当たっては、所属長や人事管理部門が、各職員の正確な超過勤務時間を把握していることが当然の前提となるため、任命権者においては、職員の勤務時間を適正に把握・管理するよう徹底することが求められる。

イ 教職員の多忙化解消

教職員の多忙化解消は、教職員の心身の健康の維持や仕事と生活の両立はもとより、教育の質の維持・向上や、質の高い人材の確保のための教職の魅力向上にも資するものである。

しかしながら、本市における教職員の正規の勤務時間以外の在校等時間はなお高い水準にとどまっている。学校現場では、感染症の影響により中止・縮小されてきた学校行事や部活動が、従来の形へ戻りつつあるなど、教職員の業務量が更に増加していくことも懸念される。

このような中、本市教育委員会においては、昨年5月に策定した「仙台市立学校・園教職員の働き方改革取組指針（令和4年度～令和6年度）」に基づき、働きやすい職場環境づくりや業務負担

の軽減に取り組んでおり、本年は、校務のデジタル化推進の一環としてタイムカードの電子化に取り組んでいるほか、学校納付金の会計システムを全校共通とし、業務フローの標準化と効率化を図っている。

本委員会が実施した前述のヒアリングでは、コロナ禍を契機に業務の見直しが行われ、効率化が進んだこと、業務の優先づけや管理職員からの声掛け等により、時間外在校等時間の縮減に対する意識改革に取り組んでいること、校務や保護者からの欠席連絡等に積極的にデジタル技術を活用していることなどが確認できた。また、スクール・サポート・スタッフや学校事務職員との業務分担の見直しにより、教員が担うべき業務に注力できる環境づくりに取り組んでいることなどが確認できたところである。

本市教育委員会においては、教職員のワーク・ライフ・バランスを確保し、働きやすい環境を整備するため、今後も各学校との連携の下、学校における働き方改革をより一層推進し、長時間勤務のはずれを図っていく必要がある。

また、本年より、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされており、本市においても、昨年度からモデル事業の実施などの取組が進められている。部活動指導は、本市教育委員会による調査でも、中学校・高等学校における教職員の長時間勤務の大きな要因であることが明らかになっているため、地域移行に向けた検討が進められることに期待する。

ウ 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりがその能力を最大

限に発揮して働くことのできる環境づくりに資するものであり、多様で有為な人材の確保の観点からも重要である。

本年 6 月、「こども未来戦略方針」が閣議決定され、令和 7 年までに 30% とされていた国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標が、令和 7 年までに 1 週間以上について 85%、令和 12 年までに 2 週間以上について 85% に引き上げられた。

こうした中、本市においては、令和 2 年 3 月策定の「子育て推進・女性職員活躍推進プラン」に基づき様々な取組を進めており、昨年度の男性職員の育児休業取得率は、令和 3 年度に引き続き、令和 6 年度における同プランの目標値を上回った。さらに、本年 8 月には同プランを改定し、前述の政府目標を一年度前倒しした目標を掲げるなど、職員が仕事と子育てを両立しやすい職場風土の醸成に向けて取り組んでいる。

任命権者においては、男性職員の育児休業をはじめとした職員のワーク・ライフ・バランスの確保に資する休暇等の更なる取得促進に向けて、十分な制度周知や所属長による取得勧奨を進めるとともに、取得職員が所属する職場に対しても、代替職員の配置等の環境整備を行うなど、職員が安心して制度を利用できる体制づくりに取り組んでいく必要がある。

また、本市においては、昨年 12 月に府内 LAN 環境を利用できるテレワーク用端末が配備されるとともに、利用手続や遵守事項を定めた「仙台市職員在宅勤務実施要領」が策定され、テレワークの本格運用が開始されたほか、本年 5 月より時差出勤の取扱いが見直されるなど、職員のワーク・ライフ・バランスの充実のた

めの取組が進められている。

一方で、国家公務員においては、人事院が設置した「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」が取りまとめた最終報告書が本年3月に公表されたほか、8月には、人事院が、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とするため、「一般職員の勤務時間、休暇等に関する法律」の改正について勧告するなど、より柔軟な働き方を推進する取組が進められている。

任命権者においては、国家公務員における取組や他の地方公共団体の動向等を注視しつつ、本市の実情も勘案しながら、引き続き、職員一人ひとりが性別や職種等にかかわらず、仕事と生活を両立し、やりがいを持って生き生きと働くことのできる環境づくりを進めていく必要がある。

エ 職員の健康管理

職員が心身の健康を保持し、意欲を持って業務に従事することは、公務能率の維持・向上を図り、活力ある組織を維持していくために不可欠である。

本市においては、定期健康診断や事後の健康相談の実施、ストレスチェック結果の集団分析や、同分析を活用した職場環境改善セミナー、メンタルヘルスに係る研修や相談の実施など、様々な対策に従前より取り組んできている。また、昨年から産業医を増員したことにより、面接指導の機会の拡充が図られ、面接指導を受けた職員数が増加するなど、過重労働による健康障害防止のた

めの取組が進められている。

本委員会が実施した前述のヒアリングでも、各部署において、所属長による職員との個別面談の実施や、有給休暇等の取得勧奨など、健康管理を意識した取組が進められていることがうかがえた。一方で、勤務間インターバルに関する所属長の認知度は、未だ低い状況にあることも確認された。

なお、前述の研究会が取りまとめた最終報告書において、職員の健康確保の観点から、公務においても勤務間インターバルを確保するための取組を強力に推進する必要があり、原則とすべき時間数を11時間とすることが適当との見解が示されたことを受け、本年的人事院における「公務員人事管理に関する報告」では、人事院規則に新たに努力義務の規定を設け、令和6年4月の施行を目指すこととされている。

任命権者においては、産業医による面接指導の適切な実施やストレスチェック結果の活用による働きやすい職場づくりなどを一層進めるとともに、国や民間における取組等も参考にしながら、勤務間インターバルの確保についても検討を進め、職員の心身の健康を保持増進していく必要がある。

(2) 適正な人事管理の推進

ア 人材の確保

複雑・高度化する課題を乗り越え、諸般の施策を力強く推進していくため、行政には、適正な事務執行の徹底を図りながら、新たな取組への挑戦を重ねていける多様で有為な人材の確保が求められている。

民間就職支援会社の研究機関による調査では、来春卒業予定の大学生・大学院生対象の求人倍率はコロナ禍前の水準まで戻りつつあるなど、民間企業の採用意欲が回復している。一方、本年度の国家公務員採用試験のうち、一般職（大学卒程度）の申込者数は過去最少となっているほか、地方公共団体の職員採用試験の申込者数も全国的に減少しており、民間企業との競合も指摘されている。

本市の職員採用試験の受験倍率も低下傾向にあり、本年度においては、採用者数が最も多い大学卒程度（事務）の申込者数が平成元年の指定都市移行後最少となった。少子化という観点からその要因を考えると、総務省の人口推計による22歳日本人人口は直近10年を見てもほぼ横ばいで、必ずしも若年人口の減少が申込者数減少の理由とは言えない状況であり、本市の職員採用試験においても、民間企業の採用意欲の回復や就職活動の早期化等の影響が及んでいると考えられる。

さらに、技術系職種や専門職の受験倍率の低迷は喫緊の課題となっている。特に、申込者数が採用予定者数に満たない年度もあるなど、その確保に課題が多い獣医師採用試験においては、本年度より受験年齢の上限を撤廃したところである。

公務の原点である適正な事務執行の徹底に向けて、法令や制度等の理解力に優れた人材を確保できるよう採用試験制度の見直しを進めるとともに、申込者数の減少を食い止めるため、引き続き、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、効果的な試験制度の在り方について、調査・研究を行っていく。

申込者の確保に向けては、採用意欲の高まる民間企業に後れを

取らないよう、積極的な広報により、本市職員の業務の周知を図り、仕事のやりがいや魅力を広く発信するとともに、SNS等、ターゲットとなる若者が馴染みやすいツールも活用し、広報ルートを強化・拡充していくことが重要となる。

本市においては、Web会議システムを用いた職員採用セミナーの実施や遠隔地の大学等が主催する就職セミナーへの出展、動画配信等の取組を行っている。本年度は、新たに短文投稿型SNSを活用した情報発信やプロモーション動画の制作に取り組んでいるが、引き続き時代に即した様々な広報媒体の効果的な活用に努めていく必要がある。

また、学生のキャリア形成支援として国が推進しているインターンシップ等の実施は、受け入れる企業や地方公共団体にとっても、その魅力発信に有益な機会になり得るものである。本委員会では、各職場において個別に実施しているインターンシップ等の実績も踏まえながら、本年8月より、新たに大学3年生を主な対象とした職場見学会を試行的に実施したところである。この結果を踏まえ、より効果的なプログラムの検討を行いつつ、実施内容の拡充や受入れ人数の拡大を図り、就職活動の早期化に対応していく必要がある。

なお、定年の段階的な引上げの開始に伴い、令和14年度まで、定年退職者が生じるのは2年に1度となるが、その間職員の経験年数や年齢構成の偏り、また公平な採用機会の確保の観点からも、採用者数の平準化を図りながら、適正な定員管理を行っていく必要がある。

イ 人材の育成

近年、高度なデジタル技術の活用により、デジタル化が進み、地方公務員に求められる能力などが変化している。こうした中、総務省は、地方公共団体向けに策定している「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」について、平成9年の策定以来初めて見直しを行い、新たにデジタルトランスフォーメーション（DX）人材の確保に向けた職員の学び直しや、民間企業との兼業、人事交流の促進等に言及することとしている。

本市においては、令和3年3月に「仙台市人材育成基本方針（令和2年度改定版）」に併せて策定した「第1期仙台市人材育成推進計画」について、本年度中に次期計画を策定する予定となっている。デジタル化をはじめとする時代の変化に柔軟に対応し、組織の機動力を高めていくためにも、前例にとらわれず新しいことに果敢に挑戦する職員の育成に向けた取組をより一層推進していくことが求められる。

また、職員への公平な人事評価の実施や評価結果のフィードバックによるきめ細かな指導・助言など、人事評価制度を活用していくことも、こうした取組を進めていくために効果的であり、職員のやりがいや意欲の向上を図り、能力発揮や成長につながることが期待される。

職員一人ひとりの有する可能性・能力を最大限引き出し、職員がその役職や年齢、勤続年数などに応じた職責を着実に果たせるよう、新たな時代を見据えた人材育成に組織一丸となって総合的・計画的に取り組み、柔軟性と機動力を兼ね備えたしなやかな組織をつくっていくことが重要である。

ウ 高齢期職員の活躍推進

定年の段階的な引上げの開始に伴い、職員の中長期的な採用・退職の管理や役職定年制の導入等を踏まえた人事管理など、任命権者において、計画的に取組を進めているところである。

「仙台市定員管理計画」において、幅広い分野で行政サービスを支える短時間勤務の再任用職員について、今後その減少が見込まれることを踏まえ、フルタイム勤務の再任用職員の職域はもとより、短時間勤務の再任用職員が担ってきた職域も含め、フルタイム勤務の高齢期職員の配置を検討し、行政サービスの安定的な維持を図ることとされている。また、定年引上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢に達し、降任した職員についても、管理監督職としての経験や知識を生かした役割を果たしていくことが期待されている。

任命権者においては、高齢期職員の知識や技術、経験を活用し、組織全体の活力を維持していくとともに、高齢期職員がモチベーションを維持しながら、その能力を発揮し活躍できるよう環境の整備を推進していく必要がある。

(3) 市民からの信頼の確保

本市においては、コンプライアンスの推進や内部統制制度の適切な運用に取り組んできたところであるが、昨年度より、源泉所得税の納付遅延や徴収誤り、給付費支給の誤りなど、市民からの信頼を損なう不適切な事務処理が相次いで発生している。

昨年11月、所管業務の緊急点検を全庁で実施したほか、外部有識者を含む仙台市コンプライアンス推進委員会での議論や庁内ヒアリング

などを経て、本年4月、「適正事務の確保に向けた取組方針」が策定された。同方針においては、これまでの不適切な事務処理事案が発生した背景の分析や課題の整理を行うとともに、適正事務の確保に向けた今後の取組方針などが盛り込まれ、具体的な取組内容として、職員研修の拡充等、職場のOJT実施に向けた支援、不適切な事務処理事例の速やかな共有とリスク対応策への必要な反映の迅速化等が挙げられている。

任命権者においては、取組方針に掲げた重点取組項目を着実に実施していくほか、業務の見直しやデジタル技術の活用、適正な組織・人員体制の確保も含めたより実効性のある取組の推進により、公務の根本である適正な事務執行を徹底することが求められる。また、職員一人ひとりが高い使命感と倫理観を持って全力で業務に取り組み、全庁を挙げて市民からの信頼の回復に取り組んでいく必要がある。

— おわりに —

本年の勧告は、月例給、特別給とともに2年連続の引上げであり、特に月例給については、昨年を上回る改定となる。

地域の民間企業の水準に準拠して給与水準を決定することは、市民から支持される適正な給与水準を維持するとともに、日々職務に精励する職員の努力に報いるものもあり、人材の確保や労使関係の安定などを通じ、行政の効率的・安定的運営に寄与するものである。

職員においては、民間の給与水準が徹底した業務改善と創意工夫によって確保されているものであることを改めて強く認識するとともに、市民の市政に対する信頼を回復するため、高い使命感・倫理観を持って公務の公正かつ能率的な運営に全力を尽くされることを期待する。

議会及び市長におかれでは、人事委員会の給与勧告制度が果たしている役割の重要性に深い理解を示され、速やかにこの勧告が実施されるよう要請する。

別紙第2

職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1の報告に基づき、次の措置を講ずるよう勧告する。

1 令和5年4月の公民較差に基づく改定

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を218,000円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

（ア）令和5年12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（管理職員にあっては、1.05月分）、勤勉手当の支給割合を1.05月分（管理職員にあっては、1.25月分）とすること。

（イ）令和6年度以降については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（管理職員にあっては、それぞれ1.025月分）、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（管理職員にあっては、それぞれ1.225月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

- (ア) 令和5年12月に支給される期末手当の支給割合を0.70月分（管理職員にあっては、0.60月分）、勤勉手当の支給割合を0.50月分（管理職員にあっては、0.60月分）とすること。
- (イ) 令和6年度以降については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分（管理職員にあっては、それぞれ0.5875月分）、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分（管理職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。

3 改定の実施時期

- (1) 1及び2(1)については、令和5年4月1日から実施すること。
- (2) 2(2)ア(ア)及びイ(ア)については、令和5年12月1日から実施すること。
- (3) 2(2)ア(イ)及びイ(イ)については、令和6年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,500	253,400	277,400	302,600	330,900	363,000	384,600	405,900
	2	163,600	255,100	279,200	304,800	333,200	365,300	386,900	408,500
	3	164,700	256,800	281,100	307,000	335,500	367,600	389,200	411,100
	4	165,800	258,500	283,000	309,200	337,800	369,900	391,500	413,700
	5	167,100	260,300	284,700	311,300	340,400	372,300	393,900	416,200
	6	168,400	262,100	286,500	313,500	342,700	374,600	396,300	418,700
	7	169,700	263,800	288,500	315,600	345,100	376,900	398,700	421,200
	8	171,000	265,700	290,500	317,800	347,500	379,200	401,100	423,700
	9	172,100	267,500	292,500	320,000	349,800	381,700	403,400	426,300
	10	173,500	269,200	294,700	322,300	352,100	383,600	405,600	429,100
	11	174,900	271,000	296,800	324,600	354,400	385,600	407,800	431,900
	12	176,300	272,700	299,000	326,900	356,700	387,600	410,000	434,700
	13	177,600	274,500	301,000	329,300	358,900	389,500	412,200	437,400
	14	179,400	276,100	303,100	331,800	361,200	391,400	414,500	440,200
	15	181,200	277,700	305,100	334,300	363,500	393,300	416,800	443,000
	16	183,000	279,400	307,200	336,800	365,800	395,200	419,100	445,800
	17	184,500	281,100	309,200	339,300	368,200	397,100	421,600	448,500
	18	186,500	283,000	311,400	341,700	370,200	399,000	424,000	451,200
	19	188,500	284,800	313,500	344,100	372,200	400,900	426,400	453,900
	20	190,500	286,700	315,600	346,400	374,200	402,800	428,800	456,600
	21	192,600	288,500	317,800	348,700	376,100	404,700	431,000	459,200
	22	194,800	290,400	320,000	350,800	377,800	406,400	433,000	461,800
	23	197,000	292,200	322,200	352,900	379,500	408,100	435,000	464,400
	24	199,200	294,200	324,400	355,000	381,200	409,800	437,000	467,000
	25	201,200	295,900	326,500	357,300	382,800	411,400	439,000	469,500
	26	203,000	297,700	328,700	359,000	384,400	412,600	440,700	471,900
	27	204,800	299,500	330,900	360,800	386,000	413,800	442,400	474,300
	28	206,600	301,300	333,100	362,600	387,600	415,000	444,100	476,700
	29	208,300	303,200	335,000	364,300	389,300	416,300	446,000	479,100
	30	210,000	305,000	337,100	365,600	390,900	417,400	447,600	481,100
	31	211,800	306,800	339,200	366,900	392,500	418,500	449,200	483,100
	32	213,600	308,500	341,300	368,100	394,000	419,600	450,800	485,100
	33	215,400	310,300	343,600	369,300	395,500	420,700	452,300	487,300
	34	217,100	312,100	345,600	370,500	397,000	421,700	453,600	489,100
	35	218,800	313,900	347,600	371,700	398,500	422,700	454,900	490,900
	36	220,500	315,700	349,600	372,900	400,000	423,700	456,200	492,700
	37	222,200	317,400	351,500	374,300	401,400	424,600	457,300	494,500
	38	224,000	319,100	353,000	375,300	402,800	425,500	458,300	495,600
	39	225,800	320,800	354,600	376,300	404,200	426,400	459,300	496,700
	40	227,600	322,500	356,200	377,300	405,600	427,300	460,300	497,800

	41	229, 300	324, 200	357, 600	378, 300	407, 100	428, 300	461, 400	498, 700
	42	231, 100	325, 800	358, 700	379, 200	408, 200	429, 200	462, 300	499, 500
	43	232, 900	327, 400	359, 800	380, 100	409, 300	430, 100	463, 200	500, 300
	44	234, 700	328, 900	360, 900	381, 000	410, 400	431, 000	464, 100	501, 100
	45	236, 500	330, 600	361, 800	381, 900	411, 400	431, 800	465, 000	502, 100
	46	238, 300	331, 800	362, 700	382, 500	412, 200	432, 600	465, 900	502, 900
	47	240, 100	333, 000	363, 600	383, 100	413, 000	433, 400	466, 800	503, 700
	48	241, 900	334, 200	364, 500	383, 700	413, 800	434, 200	467, 700	504, 500
	49	243, 600	335, 400	365, 300	384, 300	414, 700	434, 900	468, 600	505, 500
	50	245, 400	336, 500	366, 000	384, 800	415, 500	435, 600	469, 300	506, 300
	51	247, 200	337, 600	366, 700	385, 400	416, 300	436, 300	470, 000	507, 100
	52	249, 000	338, 700	367, 400	386, 000	417, 100	437, 000	470, 700	507, 900
	53	250, 800	339, 900	368, 100	386, 500	417, 900	437, 900	471, 600	508, 800
	54	252, 500	340, 700	368, 800	387, 000	418, 600	438, 500	472, 300	509, 600
	55	254, 200	341, 500	369, 500	387, 500	419, 300	439, 100	473, 000	510, 400
	56	256, 000	342, 300	370, 200	388, 000	420, 000	439, 700	473, 700	511, 200
	57	257, 800	343, 100	371, 000	388, 700	420, 900	440, 500	474, 500	512, 100
	58	259, 500	343, 800	371, 600	389, 200	421, 600	441, 100	475, 200	512, 900
	59	261, 300	344, 500	372, 200	389, 700	422, 300	441, 700	475, 900	513, 700
	60	263, 000	345, 200	372, 800	390, 200	423, 000	442, 300	476, 600	514, 500
	61	264, 700	345, 900	373, 200	390, 900	423, 900	443, 000	477, 500	515, 400
	62	266, 400	346, 500	373, 800	391, 400	424, 500	443, 600	478, 200	516, 200
	63	268, 100	347, 100	374, 400	391, 900	425, 100	444, 200	478, 900	517, 000
	64	269, 900	347, 700	375, 000	392, 400	425, 700	444, 800	479, 600	517, 800
	65	271, 700	348, 300	375, 500	393, 000	426, 300	445, 500	480, 400	518, 500
	66	273, 500	348, 800	376, 000	393, 500	426, 900	446, 100	481, 000	519, 200
	67	275, 400	349, 300	376, 500	394, 000	427, 500	446, 700	481, 600	520, 000
	68	277, 300	349, 800	377, 000	394, 500	428, 100	447, 300	482, 200	520, 800
	69	279, 200	350, 400	377, 700	395, 100	428, 700	448, 000	482, 900	521, 400
	70	281, 100	350, 900	378, 100	395, 600	429, 300	448, 600	483, 500	522, 200
	71	283, 000	351, 400	378, 500	396, 100	429, 900	449, 200	484, 100	523, 000
	72	284, 900	351, 900	378, 900	396, 600	430, 500	449, 800	484, 700	523, 800
	73	286, 800	352, 400	379, 500	397, 200	431, 100	450, 300	485, 200	524, 500
	74	288, 700	352, 900	379, 900	397, 700	431, 700	450, 600		
	75	290, 500	353, 400	380, 300	398, 200	432, 300	450, 900		
	76	292, 300	353, 900	380, 700	398, 700	432, 900	451, 200		
	77	294, 100	354, 500	381, 300	399, 300	433, 500	451, 400		
	78	295, 900	355, 000	381, 700	399, 800	434, 100			
	79	297, 700	355, 500	382, 100	400, 300	434, 700			
	80	299, 500	356, 000	382, 500	400, 800	435, 300			
	81	301, 200	356, 600	383, 100	401, 400	435, 900			
	82	303, 000	357, 100	383, 500	401, 900	436, 400			
	83	304, 800	357, 600	383, 900	402, 400	436, 900			
	84	306, 600	358, 100	384, 300	402, 900	437, 400			

	85	308,200	358,500	384,900	403,500	437,900			
	86	309,900	359,000	385,300	404,000				
	87	311,700	359,500	385,700	404,500				
	88	313,400	360,000	386,100	405,000				
	89	314,900	360,400	386,600	405,600				
	90	316,500	360,800	387,000	406,100				
	91	318,100	361,200	387,400	406,600				
	92	319,700	361,600	387,800	407,100				
	93	321,300	362,100	388,400	407,400				
	94	322,500	362,500	388,800	407,900				
	95	323,700	362,900	389,200	408,400				
	96	324,900	363,300	389,600	408,900				
	97	326,100	363,800	390,200	409,400				
	98		364,200	390,500	409,900				
	99		364,600	390,900	410,400				
	100		365,000	391,300	410,900				
	101		365,500	391,500	411,400				
	102		365,900	391,800	411,900				
	103		366,300	392,100	412,400				
	104		366,700	392,400	412,900				
	105		367,100	392,700	413,400				
	106			393,000					
	107			393,300					
	108			393,600					
	109			393,800					
	110			394,100					
	111			394,400					
	112			394,700					
	113			394,900					
	114			395,200					
	115			395,500					
	116			395,800					
	117			396,000					
定年前 再任用 短時間 勤務員		基 準 給料月額							
		円 205,700	円 246,300	円 265,000	円 295,100	円 314,600	円 336,600	円 389,700	円 437,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
	1	171,800	253,800	292,500	320,000	349,800	381,700	403,400	426,300
	2	173,200	255,500	294,700	322,300	352,100	383,600	405,600	429,100
	3	174,600	257,100	296,800	324,600	354,400	385,600	407,800	431,900
	4	176,000	258,700	299,000	326,900	356,700	387,600	410,000	434,700
	5	177,500	260,500	301,000	329,300	358,900	389,500	412,200	437,400
	6	179,300	262,200	303,100	331,800	361,200	391,400	414,500	440,200
	7	181,100	264,000	305,100	334,300	363,500	393,300	416,800	443,000
	8	182,900	265,800	307,200	336,800	365,800	395,200	419,100	445,800
定年	9	184,700	267,700	309,200	339,300	368,200	397,100	421,600	448,500
前再	10	186,700	269,300	311,400	341,700	370,200	399,000	424,000	451,200
任用	11	188,700	271,000	313,500	344,100	372,200	400,900	426,400	453,900
	12	190,700	272,700	315,600	346,400	374,200	402,800	428,800	456,600
短時間	13	192,700	274,500	317,800	348,700	376,100	404,700	431,000	459,200
	14	194,700	276,100	320,000	350,800	377,800	406,400	433,000	461,800
	15	196,800	277,700	322,200	352,900	379,500	408,100	435,000	464,400
	16	198,900	279,400	324,400	355,000	381,200	409,800	437,000	467,000
勤務職員	17	200,900	281,100	326,500	357,300	382,800	411,400	439,000	469,500
	18	202,700	283,000	328,700	359,000	384,400	412,600	440,700	471,900
	19	204,500	284,800	330,900	360,800	386,000	413,800	442,400	474,300
	20	206,300	286,700	333,100	362,600	387,600	415,000	444,100	476,700
員以外の職員	21	208,000	288,500	335,000	364,300	389,300	416,300	446,000	479,100
	22	210,100	290,400	337,100	365,600	390,900	417,400	447,600	481,100
	23	212,200	292,200	339,200	366,900	392,500	418,500	449,200	483,100
	24	214,300	294,200	341,300	368,100	394,000	419,600	450,800	485,100
	25	216,500	295,900	343,600	369,300	395,500	420,700	452,300	487,300
	26	218,200	297,700	345,600	370,500	397,000	421,700	453,600	489,100
	27	220,000	299,500	347,600	371,700	398,500	422,700	454,900	490,900
	28	221,800	301,300	349,600	372,900	400,000	423,700	456,200	492,700
	29	223,500	303,200	351,500	374,300	401,400	424,600	457,300	494,500
	30	225,200	305,000	353,000	375,300	402,800	425,500	458,300	495,600
	31	226,900	306,800	354,600	376,300	404,200	426,400	459,300	496,700
	32	228,600	308,500	356,200	377,300	405,600	427,300	460,300	497,800
	33	230,400	310,300	357,600	378,300	407,100	428,300	461,400	498,700
	34	232,100	312,100	358,700	379,200	408,200	429,200	462,300	499,500
	35	233,900	313,900	359,800	380,100	409,300	430,100	463,200	500,300
	36	235,600	315,700	360,900	381,000	410,400	431,000	464,100	501,100
	37	237,300	317,400	361,800	381,900	411,400	431,800	465,000	502,100
	38	239,000	319,100	362,700	382,500	412,200	432,600	465,900	502,900
	39	240,700	320,800	363,600	383,100	413,000	433,400	466,800	503,700
	40	242,300	322,500	364,500	383,700	413,800	434,200	467,700	504,500

	41	243, 900	324, 200	365, 300	384, 300	414, 700	434, 900	468, 600	505, 500
	42	245, 800	325, 800	366, 000	384, 800	415, 500	435, 600	469, 300	506, 300
	43	247, 500	327, 400	366, 700	385, 400	416, 300	436, 300	470, 000	507, 100
	44	249, 300	328, 900	367, 400	386, 000	417, 100	437, 000	470, 700	507, 900
	45	251, 100	330, 600	368, 100	386, 500	417, 900	437, 900	471, 600	508, 800
	46	252, 800	331, 900	368, 800	387, 000	418, 600	438, 500	472, 300	509, 600
	47	254, 500	333, 200	369, 500	387, 500	419, 300	439, 100	473, 000	510, 400
	48	256, 200	334, 500	370, 200	388, 000	420, 000	439, 700	473, 700	511, 200
	49	258, 000	335, 700	371, 000	388, 700	420, 900	440, 500	474, 500	512, 100
	50	259, 600	336, 800	371, 600	389, 200	421, 600	441, 100	475, 200	512, 900
	51	261, 300	337, 900	372, 200	389, 700	422, 300	441, 700	475, 900	513, 700
	52	263, 000	339, 000	372, 800	390, 200	423, 000	442, 300	476, 600	514, 500
	53	264, 700	339, 900	373, 200	390, 900	423, 900	443, 000	477, 500	515, 400
	54	266, 400	340, 700	373, 800	391, 400	424, 500	443, 600	478, 200	516, 200
	55	268, 100	341, 500	374, 400	391, 900	425, 100	444, 200	478, 900	517, 000
	56	269, 900	342, 300	375, 000	392, 400	425, 700	444, 800	479, 600	517, 800
	57	271, 700	343, 100	375, 500	393, 000	426, 300	445, 500	480, 400	518, 500
	58	273, 500	343, 800	376, 000	393, 500	426, 900	446, 100	481, 000	519, 200
	59	275, 400	344, 500	376, 500	394, 000	427, 500	446, 700	481, 600	520, 000
	60	277, 300	345, 200	377, 000	394, 500	428, 100	447, 300	482, 200	520, 800
	61	279, 200	345, 900	377, 700	395, 100	428, 700	448, 000	482, 900	521, 400
	62	281, 100	346, 500	378, 100	395, 600	429, 300	448, 600	483, 500	522, 200
	63	283, 000	347, 100	378, 500	396, 100	429, 900	449, 200	484, 100	523, 000
	64	284, 900	347, 700	378, 900	396, 600	430, 500	449, 800	484, 700	523, 800
	65	286, 800	348, 300	379, 500	397, 200	431, 100	450, 300	485, 200	524, 500
	66	288, 700	348, 800	379, 900	397, 700	431, 700	450, 600		
	67	290, 500	349, 300	380, 300	398, 200	432, 300	450, 900		
	68	292, 300	349, 800	380, 700	398, 700	432, 900	451, 200		
	69	294, 100	350, 400	381, 300	399, 300	433, 500	451, 400		
	70	295, 900	350, 900	381, 700	399, 800	434, 100			
	71	297, 700	351, 400	382, 100	400, 300	434, 700			
	72	299, 500	351, 900	382, 500	400, 800	435, 300			
	73	301, 200	352, 400	383, 100	401, 400	435, 900			
	74	303, 000	352, 900	383, 500	401, 900	436, 400			
	75	304, 800	353, 400	383, 900	402, 400	436, 900			
	76	306, 600	353, 900	384, 300	402, 900	437, 400			
	77	308, 200	354, 500	384, 900	403, 500	437, 900			
	78	309, 900	355, 000	385, 300	404, 000				
	79	311, 700	355, 500	385, 700	404, 500				
	80	313, 400	356, 000	386, 100	405, 000				
	81	314, 900	356, 600	386, 600	405, 600				
	82	316, 500	357, 100	387, 000	406, 100				
	83	318, 100	357, 600	387, 400	406, 600				
	84	319, 700	358, 100	387, 800	407, 100				

	85	321, 300	358, 500	388, 400	407, 400				
	86	322, 600	359, 000	388, 800	407, 900				
	87	323, 900	359, 500	389, 200	408, 400				
	88	325, 200	360, 000	389, 600	408, 900				
	89	326, 400	360, 400	390, 200	409, 400				
	90	327, 500	360, 800	390, 500	409, 900				
	91	328, 600	361, 200	390, 900	410, 400				
	92	329, 700	361, 600	391, 300	410, 900				
	93	330, 700	362, 100	391, 500	411, 400				
	94	331, 500	362, 500	391, 800	411, 900				
	95	332, 300	362, 900	392, 100	412, 400				
	96	333, 100	363, 300	392, 400	412, 900				
	97	333, 900	363, 800	392, 700	413, 400				
	98	334, 600	364, 200	393, 000					
	99	335, 300	364, 600	393, 300					
	100	336, 000	365, 000	393, 600					
	101	336, 700	365, 500	393, 800					
	102		365, 900	394, 100					
	103		366, 300	394, 400					
	104		366, 700	394, 700					
	105		367, 100	394, 900					
	106		367, 500	395, 200					
	107		367, 900	395, 500					
	108		368, 300	395, 800					
	109		368, 500	396, 000					
	110		368, 900						
	111		369, 300						
	112		369, 700						
	113		369, 900						
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額							
		円 215, 800	円 249, 300	円 278, 200	円 312, 900	円 330, 100	円 353, 400	円 389, 700	円 437, 500

備考 この表は、消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表 (一)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	171,500	214,500	266,000	333,500	417,000
	2	173,000	215,800	268,400	335,500	418,600
	3	174,600	217,100	270,600	337,500	420,300
	4	176,100	218,200	273,100	339,400	422,000
	5	177,800	219,300	275,500	341,400	423,600
	6	179,600	220,800	277,800	343,500	425,300
	7	181,400	222,000	280,300	345,600	427,000
	8	183,200	223,200	282,700	347,400	428,700
定年	9	184,800	224,300	285,000	349,400	430,300
前	10	186,800	225,800	287,200	351,300	432,000
	11	188,900	227,300	289,500	353,200	433,700
	12	190,900	228,900	291,800	355,100	435,400
再任	13	192,700	230,200	294,200	357,000	436,900
	14	195,000	231,800	296,600	358,800	438,600
	15	197,200	233,200	299,000	360,600	440,300
	16	199,400	234,800	301,200	362,400	442,000
用短	17	201,500	236,300	303,500	364,200	443,600
時	18	203,900	238,800	305,700	365,900	445,300
	19	206,300	241,200	307,900	367,600	447,000
	20	208,800	243,700	310,400	369,300	448,700
間勤	21	210,900	245,900	312,900	371,100	450,300
務	22	212,200	248,400	315,400	372,700	451,900
職員	23	213,300	251,000	318,000	374,300	453,500
	24	214,300	253,500	320,500	375,900	455,100
以外の職員	25	215,400	255,900	322,700	377,600	456,900
	26	216,600	258,400	324,900	379,400	458,400
	27	217,700	260,700	327,100	381,200	459,900
	28	218,800	263,100	329,200	383,000	461,400
の職員	29	220,000	265,400	331,400	384,700	462,800
	30	221,200	267,500	333,500	386,400	464,300
	31	222,600	269,900	335,500	388,100	465,800
	32	223,900	272,200	337,400	389,800	467,300
	33	225,300	274,500	339,400	391,500	468,800
	34	226,600	276,600	341,500	393,000	469,600
	35	227,900	278,900	343,600	394,500	470,400
	36	229,300	281,100	345,600	396,000	471,200
	37	230,700	283,300	347,800	397,400	472,000
	38	232,200	285,500	349,900	398,900	472,800
	39	233,600	287,600	351,900	400,400	473,600
	40	235,000	289,700	354,000	401,900	474,400
	41	236,400	291,900	356,000	403,300	475,200
	42	237,800	294,000	358,000	404,700	
	43	239,300	296,200	360,100	406,200	
	44	240,700	298,600	362,200	407,700	

	45	242, 100	300, 800	364, 200	409, 100	
	46	243, 500	303, 200	365, 900	410, 500	
	47	244, 800	305, 700	367, 600	411, 900	
	48	246, 200	308, 200	369, 300	413, 300	
	49	247, 500	310, 400	371, 000	414, 900	
	50	248, 700	312, 700	372, 600	416, 300	
	51	250, 100	315, 000	374, 200	417, 700	
	52	251, 500	317, 100	375, 800	419, 100	
	53	252, 900	319, 200	377, 500	420, 500	
	54	254, 200	321, 200	379, 000	421, 900	
	55	255, 400	323, 200	380, 500	423, 300	
	56	256, 700	325, 200	382, 000	424, 700	
	57	257, 900	327, 300	383, 600	426, 200	
	58	259, 200	329, 400	385, 000	427, 600	
	59	260, 500	331, 600	386, 400	429, 000	
	60	261, 600	333, 700	387, 800	430, 400	
	61	262, 800	335, 800	389, 300	431, 900	
	62	264, 000	337, 900	390, 700	433, 300	
	63	265, 200	340, 000	392, 100	434, 700	
	64	266, 600	342, 100	393, 500	436, 100	
	65	267, 900	344, 100	395, 000	437, 400	
	66	269, 400	346, 200	396, 100	438, 600	
	67	270, 900	348, 300	397, 300	439, 800	
	68	272, 300	350, 400	398, 500	441, 000	
	69	273, 600	352, 300	399, 600	442, 400	
	70	274, 900	354, 200	400, 700	443, 600	
	71	276, 200	356, 100	401, 800	444, 800	
	72	277, 400	358, 000	402, 900	446, 000	
	73	278, 600	359, 900	404, 200	447, 100	
	74	279, 800	361, 600	405, 300	447, 800	
	75	281, 000	363, 300	406, 400	448, 500	
	76	282, 200	365, 000	407, 500	449, 200	
	77	283, 400	366, 600	408, 400	449, 900	
	78	284, 600	368, 000	409, 300	450, 400	
	79	285, 800	369, 400	410, 200	450, 900	
	80	286, 900	370, 800	411, 100	451, 400	
	81	288, 000	372, 200	412, 200	452, 000	
	82	289, 100	373, 400	413, 100		
	83	290, 200	374, 600	414, 000		
	84	291, 300	375, 800	414, 900		
	85	292, 400	377, 200	415, 600		
	86	293, 500	378, 400	416, 500		
	87	294, 600	379, 600	417, 400		
	88	295, 700	380, 800	418, 300		
	89	296, 900	381, 900	419, 100		
	90	297, 900	383, 000	420, 000		
	91	298, 900	384, 100	420, 900		
	92	299, 900	385, 200	421, 800		

	93	300, 900	386, 400	422, 600		
	94	301, 600	387, 400	423, 300		
	95	302, 400	388, 400	424, 000		
	96	303, 200	389, 400	424, 700		
	97	304, 200	390, 400	425, 600		
	98	305, 000	391, 200	426, 100		
	99	305, 800	392, 000	426, 600		
	100	306, 600	392, 800	427, 100		
	101	307, 600	393, 500	427, 600		
	102	308, 400	394, 300	428, 000		
	103	309, 200	395, 100	428, 400		
	104	310, 000	395, 900	428, 800		
	105	310, 900	396, 600	429, 100		
	106	311, 600	397, 300	429, 300		
	107	312, 300	398, 000	429, 600		
	108	313, 000	398, 700	429, 900		
	109	313, 500	399, 500	430, 100		
	110	313, 900	400, 000	430, 400		
	111	314, 300	400, 500	430, 700		
	112	314, 700	401, 000	431, 000		
	113	315, 100	401, 700	431, 100		
	114	315, 500	402, 200	431, 400		
	115	315, 900	402, 700	431, 700		
	116	316, 300	403, 200	432, 000		
	117	316, 800	403, 800	432, 200		
	118	317, 200	404, 200			
	119	317, 600	404, 600			
	120	318, 000	405, 000			
	121	318, 300	405, 500			
	122	318, 600	405, 700			
	123	318, 900	405, 900			
	124	319, 200	406, 100			
	125	319, 700	406, 500			
	126	319, 900	406, 700			
	127	320, 100	406, 900			
	128	320, 300	407, 100			
	129	320, 600	407, 500			
	130	320, 800	407, 700			
	131	321, 000	407, 900			
	132	321, 200	408, 100			
	133	321, 300	408, 200			
	134	321, 500	408, 400			
	135	321, 700	408, 600			
	136	321, 800	408, 800			
	137	321, 900	409, 100			
	138	322, 100	409, 300			
	139	322, 300	409, 500			
	140	322, 500	409, 700			

	141	322,600	410,000			
	142	322,800	410,200			
	143	323,000	410,400			
	144	323,200	410,600			
	145	323,300	410,900			
	146	323,500	411,100			
	147	323,700	411,300			
	148	323,900	411,500			
	149	324,000	411,700			
	150	324,100	411,900			
	151	324,200	412,100			
	152	324,400	412,300			
	153	324,500	412,600			
	154		412,800			
	155		413,000			
	156		413,200			
	157		413,500			
	158		413,700			
	159		413,900			
	160		414,100			
	161		414,400			
	162		414,600			
	163		414,800			
	164		415,000			
	165		415,300			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員	基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額	
	円		円		円	
	234,900		277,000		305,800	
					334,300	
					419,700	

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

口 教育職給料表 (二)

職員の区分	職務の級号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	171,500	187,100	265,900	294,800	407,200
	2	173,000	189,200	268,300	297,300	408,500
	3	174,600	191,400	270,400	299,700	409,800
	4	176,100	193,500	272,900	302,300	411,100
	5	177,800	195,400	275,400	305,000	412,500
	6	179,600	197,700	277,700	307,400	413,800
	7	181,400	199,900	280,100	310,100	415,100
	8	183,200	202,100	282,500	312,700	416,400
定年	9	184,800	204,200	284,900	315,100	417,500
前	10	186,800	206,900	287,200	317,500	418,700
再任	11	188,900	209,400	289,500	320,000	419,900
用	12	190,900	212,100	291,900	322,600	421,100
短時	13	192,700	214,500	294,200	324,900	422,200
間勤	14	195,000	215,800	296,300	326,900	423,400
務員	15	197,200	217,100	298,400	328,900	424,600
以外の職員	16	199,400	218,300	300,600	331,000	425,800
以	17	201,500	219,400	302,900	332,800	426,900
外	18	204,000	220,800	305,100	334,800	428,100
の	19	206,300	222,000	307,300	336,700	429,300
職員	20	208,800	223,200	309,700	338,600	430,500
	21	210,900	224,300	312,000	340,600	431,500
	22	212,100	225,800	314,400	342,700	432,700
	23	213,300	227,300	316,900	344,800	433,900
	24	214,400	228,800	319,500	346,900	435,100
職員	25	215,500	230,200	321,800	348,800	436,200
員	26	216,600	231,700	323,700	350,500	437,400
	27	217,700	233,200	325,500	352,200	438,600
	28	218,800	234,800	327,500	353,800	439,800
以外の職員	29	220,000	236,400	329,400	355,500	440,900
の	30	221,300	238,800	331,300	357,100	441,900
職員	31	222,600	241,100	333,200	358,700	442,900
員	32	223,900	243,500	335,100	360,300	443,900
	33	225,100	245,800	337,100	362,100	445,000
	34	226,300	248,400	339,100	363,600	445,600
	35	227,500	251,000	341,200	365,100	446,200
	36	228,800	253,600	343,200	366,600	446,800
	37	230,100	255,900	345,100	368,000	447,600
	38	231,500	258,300	347,100	369,300	448,200
	39	232,800	260,500	349,100	370,600	448,800
	40	234,100	263,000	351,100	371,900	449,400
	41	235,400	265,300	353,100	373,100	450,100
	42	236,900	267,500	354,500	374,500	
	43	238,400	269,800	355,900	375,900	
	44	239,800	272,100	357,300	377,300	

	45	241, 100	274, 300	358, 700	378, 800	
	46	242, 400	276, 500	360, 100	380, 100	
	47	243, 600	278, 700	361, 500	381, 400	
	48	245, 000	281, 000	362, 900	382, 700	
	49	246, 400	283, 200	364, 300	384, 200	
	50	247, 600	285, 400	365, 700	385, 500	
	51	248, 900	287, 500	367, 100	386, 800	
	52	250, 200	289, 700	368, 500	388, 100	
	53	251, 500	291, 900	370, 100	389, 500	
	54	252, 800	294, 100	371, 500	390, 800	
	55	254, 100	296, 300	372, 900	392, 100	
	56	255, 500	298, 700	374, 300	393, 400	
	57	256, 800	300, 800	375, 900	394, 500	
	58	257, 900	303, 100	376, 900	395, 600	
	59	259, 000	305, 500	377, 900	396, 800	
	60	260, 100	308, 000	378, 900	398, 000	
	61	261, 200	310, 300	380, 100	399, 100	
	62	262, 300	312, 500	381, 100	400, 200	
	63	263, 400	314, 600	382, 100	401, 300	
	64	264, 700	316, 900	383, 100	402, 400	
	65	265, 900	319, 100	384, 300	403, 600	
	66	267, 200	321, 100	385, 300	404, 600	
	67	268, 600	323, 100	386, 300	405, 600	
	68	270, 100	325, 100	387, 300	406, 600	
	69	271, 400	327, 200	388, 300	407, 500	
	70	272, 700	329, 300	389, 300	408, 400	
	71	274, 000	331, 400	390, 300	409, 300	
	72	275, 300	333, 400	391, 300	410, 200	
	73	276, 500	335, 600	392, 400	411, 200	
	74	277, 600	337, 700	393, 100	411, 900	
	75	278, 700	339, 700	393, 800	412, 600	
	76	279, 800	341, 800	394, 500	413, 300	
	77	281, 100	343, 800	395, 000	413, 900	
	78	282, 300	345, 600	395, 700	414, 400	
	79	283, 500	347, 400	396, 400	414, 900	
	80	284, 600	349, 200	397, 100	415, 400	
	81	285, 700	351, 100	397, 700	416, 000	
	82	286, 800	352, 700	398, 400	416, 400	
	83	287, 900	354, 300	399, 100	416, 800	
	84	289, 000	355, 900	399, 800	417, 200	
	85	289, 900	357, 600	400, 400	417, 600	
	86	290, 900	358, 900	401, 100	418, 000	
	87	291, 900	360, 200	401, 800	418, 400	
	88	292, 900	361, 500	402, 500	418, 800	
	89	293, 700	362, 800	403, 100	419, 200	
	90	294, 400	364, 000	403, 500	419, 600	
	91	295, 100	365, 200	403, 900	420, 000	
	92	295, 800	366, 400	404, 300	420, 400	

	93	296, 400	367, 600	404, 600	420, 700	
	94	296, 900	368, 600	405, 000	421, 100	
	95	297, 400	369, 600	405, 400	421, 500	
	96	297, 900	370, 600	405, 800	421, 900	
	97	298, 600	371, 700	406, 200	422, 200	
	98	299, 200	372, 500	406, 600		
	99	299, 800	373, 300	407, 000		
	100	300, 400	374, 100	407, 400		
	101	300, 900	375, 000	407, 800		
	102	301, 200	375, 800	408, 200		
	103	301, 500	376, 600	408, 600		
	104	301, 800	377, 400	409, 000		
	105	302, 100	378, 100	409, 300		
	106	302, 300	378, 800	409, 600		
	107	302, 500	379, 500	409, 900		
	108	302, 600	380, 200	410, 200		
	109	302, 700	381, 000	410, 600		
	110	302, 800	381, 700	410, 900		
	111	303, 000	382, 400	411, 200		
	112	303, 200	383, 100	411, 500		
	113	303, 300	383, 700	411, 900		
	114	303, 500	384, 400	412, 200		
	115	303, 700	385, 100	412, 500		
	116	303, 900	385, 800	412, 800		
	117	304, 000	386, 400	413, 200		
	118	304, 100	386, 900	413, 500		
	119	304, 200	387, 400	413, 800		
	120	304, 300	387, 900	414, 100		
	121	304, 500	388, 400	414, 300		
	122	304, 600	388, 900			
	123	304, 700	389, 400			
	124	304, 800	389, 900			
	125	305, 100	390, 300			
	126		390, 700			
	127		391, 100			
	128		391, 500			
	129		392, 000			
	130		392, 400			
	131		392, 800			
	132		393, 200			
	133		393, 500			
	134		393, 800			
	135		394, 100			
	136		394, 400			
	137		394, 700			
	138		395, 000			
	139		395, 300			
	140		395, 600			

	141		395,900			
	142		396,200			
	143		396,400			
	144		396,700			
	145		396,800			
	146		397,100			
	147		397,400			
	148		397,700			
	149		397,900			
	150		398,200			
	151		398,500			
	152		398,800			
	153		399,000			
	154		399,300			
	155		399,600			
	156		399,900			
	157		400,100			
	158		400,400			
	159		400,700			
	160		401,000			
	161		401,100			
	162		401,400			
	163		401,700			
	164		402,000			
	165		402,200			
	166		402,500			
	167		402,800			
	168		403,100			
	169		403,300			
	170		403,600			
	171		403,900			
	172		404,200			
	173		404,400			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額				
		円 225,000	円 273,700	円 300,700	円 327,600	円 409,600

備考

- 1 この表は、幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年以前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	313,200 円	380,000 円	412,500 円	471,600 円	493,400 円
	2	316,300	382,500	415,000	473,600	495,300
	3	319,400	385,000	417,500	475,700	497,200
	4	322,300	387,600	419,900	477,700	499,100
	5	325,200	390,000	422,300	479,500	501,000
	6	328,000	392,300	424,700	481,400	502,800
	7	330,700	394,500	427,200	483,300	504,600
	8	333,400	396,700	429,500	485,200	506,400
	9	336,100	398,900	431,800	487,300	508,200
	10	338,800	401,100	434,000	489,200	510,000
	11	341,400	403,200	436,400	491,100	511,800
	12	344,000	405,400	438,600	493,000	513,600
	13	346,800	407,700	440,700	494,900	515,400
	14	349,600	410,000	442,800	496,500	517,200
	15	352,400	412,300	444,900	498,100	519,000
	16	355,100	414,700	447,000	499,700	520,800
	17	357,700	416,900	449,000	501,200	522,700
	18	360,200	419,100	451,100	502,600	524,500
	19	362,700	421,300	453,200	504,000	526,300
	20	365,200	423,600	455,300	505,400	528,100
	21	367,700	425,800	457,300	506,600	529,900
	22	370,200	428,100	459,300	507,900	531,600
	23	372,700	430,400	461,300	509,200	533,300
	24	375,300	432,600	463,300	510,500	535,000
	25	377,700	434,900	465,100	511,600	536,600
	26	379,900	437,100	467,000	512,800	538,300
	27	382,100	439,300	468,900	514,000	540,000
	28	384,100	441,500	470,800	515,200	541,700
	29	386,100	443,600	472,700	516,400	543,300
	30	388,200	445,700	474,600	517,600	544,900
	31	390,300	447,800	476,500	518,800	546,600
	32	392,400	450,000	478,400	520,000	548,300
	33	394,400	452,000	480,300	521,200	549,900
	34	396,300	454,100	482,100	522,400	551,500
	35	398,200	456,200	483,900	523,600	553,100
	36	400,000	458,300	485,700	524,800	554,700
	37	401,800	460,300	487,600	526,000	556,500
	38	403,300	462,300	489,300	527,200	558,100
	39	404,800	464,300	491,000	528,400	559,700
	40	406,400	466,300	492,700	529,600	561,300

	41	407, 700	468, 200	494, 500	530, 900	563, 100
	42	408, 900	470, 000	495, 800	532, 100	564, 700
	43	410, 100	471, 800	497, 100	533, 300	566, 300
	44	411, 200	473, 600	498, 400	534, 500	567, 900
	45	412, 300	475, 300	499, 600	535, 700	569, 700
	46	413, 500	477, 000	500, 800	536, 900	571, 300
	47	414, 700	478, 700	502, 000	538, 100	572, 900
	48	415, 900	480, 400	503, 200	539, 300	574, 500
	49	417, 000	482, 300	504, 400	540, 500	576, 300
	50	418, 000	483, 600	505, 500	541, 700	577, 900
	51	419, 000	484, 900	506, 600	542, 900	579, 500
	52	420, 100	486, 200	507, 700	544, 100	581, 100
	53	421, 100	487, 600	509, 000	545, 300	582, 800
	54	422, 000	488, 800	510, 000	546, 500	584, 400
	55	422, 900	490, 000	511, 000	547, 700	586, 000
	56	423, 800	491, 200	512, 000	548, 900	587, 600
	57	424, 500	492, 400	512, 800	550, 000	589, 100
	58	425, 300	493, 500	513, 800	551, 200	590, 500
	59	426, 100	494, 600	514, 800	552, 400	591, 900
	60	426, 900	495, 700	515, 800	553, 600	593, 300
	61	427, 700	497, 000	516, 700	554, 700	594, 800
	62	428, 400	498, 000	517, 700	555, 800	596, 100
	63	429, 100	499, 000	518, 700	556, 900	597, 400
	64	429, 800	500, 000	519, 700	558, 000	598, 700
	65	430, 400	500, 800	520, 600	559, 300	600, 200
	66	431, 000	501, 600	521, 600	560, 300	601, 300
	67	431, 600	502, 400	522, 600	561, 300	602, 400
	68	432, 200	503, 200	523, 600	562, 300	603, 500
	69	432, 900	503, 900	524, 500	563, 300	604, 800
	70	433, 500	504, 700	525, 500	564, 200	605, 900
	71	434, 100	505, 500	526, 500	565, 100	607, 000
	72	434, 700	506, 300	527, 500	566, 000	608, 100
	73	435, 200	507, 000	528, 400	567, 000	609, 200
	74	435, 800	507, 700	529, 300	567, 900	
	75	436, 400	508, 400	530, 200	568, 800	
	76	437, 000	509, 100	531, 100	569, 700	
	77	437, 400	510, 000	532, 200	570, 600	
	78		510, 700	533, 100	571, 500	
	79		511, 400	534, 000	572, 400	
	80		512, 100	534, 900	573, 300	
	81		513, 000	535, 900	574, 400	
	82		513, 700	536, 800	575, 300	
	83		514, 400	537, 700	576, 200	
	84		515, 100	538, 600	577, 100	

	85		515,900	539,500	578,200	
	86		516,600	540,400	579,100	
	87		517,300	541,300	580,000	
	88		518,000	542,200	580,900	
	89		518,900	543,100	582,000	
	90		519,600	543,900		
	91		520,300	544,700		
	92		521,000	545,500		
	93		521,900	546,400		
	94		522,600	547,200		
	95		523,400	548,000		
	96		524,200	548,800		
	97		524,900	549,600		
	98		525,600			
	99		526,400			
	100		527,200			
	101		527,900			
	102		528,700			
	103		529,500			
	104		530,300			
	105		530,800			
	106		531,600			
	107		532,400			
	108		533,200			
	109		533,900			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額				
		円 295,900	円 347,500	円 398,400	円 465,900	円 510,000

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		円	円	円	円	円	円	円
	1	190,000	225,300	260,400	288,000	342,100	371,200	390,800
	2	191,800	226,500	261,900	289,600	344,200	373,000	392,800
	3	193,600	227,600	263,400	291,200	346,400	374,900	394,800
	4	195,400	228,800	265,000	292,700	348,600	376,800	396,800
	5	197,300	229,900	266,500	294,200	350,600	378,600	398,800
	6	199,200	231,100	268,000	295,700	352,700	380,400	400,800
定年	7	201,100	232,500	269,600	297,200	354,800	382,200	402,800
	8	203,000	233,700	271,200	298,800	356,900	384,000	404,800
年前	9	204,700	234,900	272,700	300,500	359,000	385,700	407,000
再	10	206,700	236,100	274,300	302,400	361,000	387,500	409,000
	11	208,700	237,400	275,900	304,300	363,000	389,300	411,000
	12	210,600	238,700	277,500	306,200	365,000	391,100	413,000
任用	13	212,400	239,800	279,100	308,000	367,000	392,900	415,000
短時	14	214,200	241,200	280,700	309,800	368,900	394,700	416,500
間	15	216,000	242,600	282,200	311,700	370,800	396,500	418,000
	16	217,900	244,000	283,800	313,700	372,700	398,300	419,500
勤務	17	219,600	245,400	285,300	315,600	374,700	400,200	420,700
職員	18	220,900	247,100	286,800	317,700	376,600	401,900	421,800
以外	19	222,100	248,700	288,300	319,800	378,500	403,600	422,900
の職員	20	223,300	250,300	289,900	321,900	380,400	405,300	424,000
	21	224,500	251,900	291,500	324,000	382,300	406,800	425,100
	22	225,700	253,400	293,400	326,200	384,100	408,100	426,000
	23	226,900	254,900	295,300	328,400	385,900	409,400	426,900
	24	228,100	256,500	297,100	330,600	387,700	410,700	427,800
	25	229,400	258,100	298,800	332,800	389,700	412,200	428,800
	26	230,700	259,700	300,500	335,100	391,200	413,200	429,700
	27	232,000	261,300	302,300	337,400	392,700	414,300	430,600
	28	233,300	262,800	304,100	339,700	394,200	415,400	431,500
	29	234,600	264,400	305,900	341,700	395,600	416,400	432,500
	30	235,700	265,800	307,800	343,900	396,900	417,300	433,400
	31	236,800	267,300	309,700	346,100	398,200	418,200	434,300
	32	238,000	268,900	311,600	348,300	399,500	419,100	435,200
	33	239,200	270,500	313,500	350,700	400,800	420,100	436,200
	34	240,600	272,000	315,400	352,600	401,700	421,000	437,100
	35	242,000	273,500	317,300	354,500	402,600	421,900	438,000
	36	243,400	274,900	319,200	356,400	403,500	422,800	438,900
	37	244,800	276,300	321,100	358,300	404,400	423,800	439,700
	38	246,400	277,700	323,000	359,700	405,300	424,700	440,600
	39	247,900	279,100	324,900	361,100	406,200	425,600	441,500
	40	249,400	280,500	326,800	362,500	407,100	426,500	442,400

	41	250, 900	282, 000	328, 500	363, 900	407, 900	427, 300	443, 300
	42	252, 400	283, 700	330, 100	365, 200	408, 800	428, 100	444, 200
	43	253, 900	285, 400	331, 800	366, 500	409, 700	428, 900	445, 100
	44	255, 400	287, 100	333, 500	367, 800	410, 600	429, 700	446, 000
	45	256, 900	288, 700	335, 200	369, 300	411, 400	430, 700	446, 900
	46	258, 400	290, 300	336, 700	370, 500	412, 300	431, 500	447, 800
	47	259, 900	292, 000	338, 300	371, 700	413, 200	432, 300	448, 700
	48	261, 400	293, 800	339, 900	372, 900	414, 100	433, 100	449, 600
	49	262, 900	295, 400	341, 400	374, 100	414, 800	433, 800	450, 500
	50	264, 300	297, 200	342, 600	374, 900	415, 700	434, 600	451, 400
	51	265, 700	298, 800	343, 800	375, 700	416, 600	435, 400	452, 300
	52	267, 200	300, 500	345, 000	376, 500	417, 500	436, 200	453, 200
	53	268, 700	302, 200	346, 300	377, 100	418, 300	436, 900	454, 100
	54	270, 100	303, 900	347, 500	377, 900	419, 000	437, 700	455, 000
	55	271, 500	305, 600	348, 700	378, 700	419, 700	438, 500	455, 900
	56	272, 800	307, 400	349, 900	379, 500	420, 400	439, 300	456, 800
	57	274, 100	309, 100	351, 300	380, 200	421, 300	440, 000	457, 700
	58	275, 400	310, 900	352, 500	380, 900	422, 000	440, 800	458, 600
	59	276, 700	312, 700	353, 700	381, 700	422, 700	441, 600	459, 500
	60	278, 100	314, 500	354, 900	382, 500	423, 400	442, 400	460, 400
	61	279, 500	316, 300	356, 000	383, 200	424, 300	443, 100	461, 200
	62	281, 000	317, 900	356, 900	384, 000	425, 000	443, 900	462, 000
	63	282, 600	319, 600	357, 800	384, 800	425, 700	444, 700	462, 800
	64	284, 300	321, 300	358, 700	385, 600	426, 400	445, 500	463, 600
	65	285, 800	323, 100	359, 600	386, 300	427, 300	446, 200	464, 400
	66	287, 300	324, 800	360, 400	387, 100	428, 000	447, 000	465, 200
	67	288, 900	326, 500	361, 200	387, 900	428, 700	447, 800	466, 000
	68	290, 500	328, 200	362, 000	388, 700	429, 400	448, 600	466, 800
	69	291, 900	329, 800	363, 000	389, 400	430, 300	449, 100	467, 700
	70	293, 500	331, 100	363, 700	390, 200	431, 000	449, 800	
	71	295, 000	332, 500	364, 400	391, 000	431, 700	450, 500	
	72	296, 500	333, 900	365, 100	391, 800	432, 400	451, 200	
	73	298, 100	335, 200	365, 900	392, 400	433, 300	451, 900	
	74	299, 700	336, 600	366, 600	393, 100	434, 000		
	75	301, 300	338, 000	367, 300	393, 800	434, 700		
	76	302, 900	339, 400	368, 000	394, 500	435, 400		
	77	304, 400	340, 900	368, 900	395, 300	436, 100		
	78	306, 000	342, 200	369, 600	396, 000	436, 800		
	79	307, 600	343, 500	370, 300	396, 700	437, 500		
	80	309, 200	344, 800	371, 000	397, 400	438, 200		
	81	310, 800	346, 100	371, 900	398, 300	439, 100		
	82	312, 300	347, 200	372, 600	399, 000			
	83	313, 800	348, 300	373, 300	399, 700			
	84	315, 200	349, 400	374, 000	400, 400			

	85	316, 600	350, 300	374, 900	401, 300			
	86	317, 900	351, 100	375, 600	402, 000			
	87	319, 200	351, 900	376, 300	402, 700			
	88	320, 500	352, 700	377, 000	403, 400			
	89	321, 700	353, 600	377, 900	404, 200			
	90	322, 900	354, 300	378, 600	404, 900			
	91	324, 100	355, 000	379, 300	405, 600			
	92	325, 300	355, 700	380, 000	406, 300			
	93	326, 400	356, 500	380, 800	407, 100			
	94	327, 600	357, 200	381, 500	407, 800			
	95	328, 800	357, 900	382, 200	408, 500			
	96	330, 000	358, 600	382, 900	409, 200			
	97	331, 400	359, 400	383, 700	410, 000			
	98	332, 600	360, 100	384, 400	410, 700			
	99	333, 800	360, 800	385, 100	411, 400			
	100	335, 000	361, 500	385, 800	412, 100			
	101	336, 100	362, 300	386, 600	412, 700			
	102	337, 200	363, 000	387, 300	413, 400			
	103	338, 300	363, 700	388, 000	414, 100			
	104	339, 400	364, 400	388, 700	414, 800			
	105	340, 300	365, 100	389, 500	415, 600			
	106	341, 300	365, 800	390, 200				
	107	342, 300	366, 500	390, 900				
	108	343, 300	367, 200	391, 600				
	109	344, 300	368, 000	392, 300				
	110	345, 200	368, 700	393, 000				
	111	346, 100	369, 400	393, 700				
	112	347, 000	370, 100	394, 400				
	113	347, 900	370, 900	394, 700				
	114	348, 800	371, 600	395, 300				
	115	349, 700	372, 300	395, 900				
	116	350, 600	373, 000	396, 500				
	117	351, 600	373, 800	397, 000				
	118	352, 500	374, 500	397, 500				
	119	353, 400	375, 200	398, 000				
	120	354, 300	375, 900	398, 500				
	121	355, 300	376, 700	399, 200				
	122	356, 200	377, 400	399, 700				
	123	357, 100	378, 100	400, 200				
	124	358, 000	378, 800	400, 700				
	125	358, 700	379, 600	401, 400				
	126	359, 500	380, 300	401, 900				
	127	360, 300	381, 000	402, 400				
	128	361, 100	381, 700	402, 900				

	129	361,800	382,500	403,600				
	130	362,500	383,200					
	131	363,200	383,900					
	132	363,900	384,600					
	133	364,600	385,300					
	134	365,300	386,000					
	135	366,000	386,700					
	136	366,700	387,400					
	137	367,400	388,100					
	138	368,100						
	139	368,800						
	140	369,500						
	141	370,200						
	142	370,900						
	143	371,600						
	144	372,300						
	145	373,000						
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		235,200	264,200	269,300	279,500	307,600	348,900	379,600

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

參 考 資 料

参考資料目次

職員給与関係	頁
令和5年職員給与実態調査の概要	59
第1表 紙料表適用人員	60
第2表 紙料表適用人員の推移	60
第3表 平均給与月額の推移	61
第4表 紙料表別給与額等	62
第5表 紙料表別、級別給料の月額等	64
第6表 紙料表別、級別、号俸別人員	66
第7表 紙料表別、級別、年齢別人員	82
第8表 紙料表別、級別、経験年数別人員	84
第9表 紙料表別、学歴別、性別人員構成	86
第10表 紙料の特別調整額の支給状況	87
第11表 扶養手当の支給状況	88
第12表 住居手当の支給状況	89
第13表 通勤手当の支給状況	89
民間給与関係	
令和5年職種別民間給与実態調査の概要	91
第14表 産業別、企業規模別調査事業所数	93
第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	93
第16表 職種別給与額等	94
第17表 賞与の配分状況	100

国及び他の指定都市の職員の給与

第 18 表 国家公務員の平均給与月額等	101
第 19 表 指定都市職員の平均給与月額等	102

労働経済指標

第 20 表 労働経済指標	104
---------------	-----

職 員 級 与 關 係

令和5年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するに当たっての基礎資料を得るため、令和5年4月1日を基準日として、職員給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、消防職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、医療職給料表（一）及び医療職給料表（二））の適用を受ける職員を対象とした（再任用職員、無給休職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員等は、調査の対象としていない。）。

3 調査の内容

給料表適用人員、給与額、経験年数、年齢、学歴等について調査した。

第1表 給料表適用人員

給料表 部局名	行政職	消防職	教育職(一)	教育職(二)	医療職(一)	医療職(二)	計
市長部局	人 4,687	人	人	人	人 11	人 7	人 4,705
消防局	8	1,079					1,087
教育委員会	406						406
高等学校	16		206				222
特別支援学校	4		70				74
中等教育学校	4		60				64
小・中学校	224			4,367			4,591
幼稚園				2			2
その他	85						85
計	5,434	1,079	336	4,369	11	7	11,236

第2表 給料表適用人員の推移

年月 項目	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
人員	人 11,063	人 11,078	人 11,115	人 11,256	人 11,236
指数	100.0	100.1	100.5	101.7	101.6
対前年増減数 (同増減率)	人 +242 (+2.2%)	人 +15 (+0.1%)	人 +37 (+0.3%)	人 +141 (+1.3%)	人 △20 (△0.2%)

(注) 指数については、平成31年4月の人員数を100としている。

第3表 平均給与月額の推移

その1 納入表適用職員

年月 種目	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
給料	円 340,759	円 339,351	円 337,303	円 334,902	円 334,761
扶養手当	7,735	7,611	7,508	7,352	7,339
地域手当	21,463	21,385	21,244	21,089	21,094
計	369,957	368,347	366,055	363,343	363,194

(注) 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

その2 行政職給料表適用職員

年月 種目	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
給料	円 324,316	円 325,216	円 324,050	円 321,551	円 321,351
扶養手当	7,194	7,164	7,134	6,928	6,843
地域手当	20,560	20,625	20,561	20,394	20,414
計	352,070	353,005	351,745	348,873	348,608

(注) 「給料」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

第4表 給料表別給与額等

給料表 給与額等		行政職	消防職	教育職(一)
職員数		5,434人	1,079人	336人
扶養親族を有する職員数		1,924人	709人	154人
扶養親族数		3,625人	1,560人	288人
給料総額		1,746,220,100円	347,928,800円	128,493,826円
扶養手当総額		37,187,500円	15,514,000円	3,014,000円
給料の特別調整額総額		57,412,700円	6,896,100円	1,032,300円
地域手当総額		110,929,866円	22,299,210円	7,952,273円
住居手当総額		44,741,900円	7,460,400円	2,513,300円
その他の		796,000円	108,000円	4,038,125円
給与総額		1,997,288,066円	400,206,510円	147,043,824円
職員一人当たり平均	給料額	321,351円	322,455円	382,422円
	扶養手当額	6,843円	14,378円	8,970円
	給料の特別調整額	10,565円	6,391円	3,072円
	地域手当額	20,414円	20,667円	23,667円
	住居手当額	8,234円	6,914円	7,480円
	その他の	146円	100円	12,018円
給与額		367,554円	370,905円	437,630円
平均経験年数		18.6年	19.0年	22.1年
平均修学年数		15.0年	14.1年	15.9年
平均年齢		40.8歳	40.0歳	45.1歳

(注)1 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう(第11表において同じ。)。

2 消防職の「給料額」には、給料の調整額を含む(第5表における「給料」について同じ。)。

3 教育職(一)及び教育職(二)の「給料額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む(第5表における

4 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時

5 「給与額」は「給与総額」を「職員数」で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

教育職(二)	医療職(一)	医療職(二)	計
4,369人	11人	7人	11,236人
1,373人	6人	2人	4,168人
2,603人	9人	5人	8,090人
1,530,281,238円	5,744,100円	2,703,000円	3,761,371,064円
26,583,500円	93,000円	70,000円	82,462,000円
19,504,000円	974,800円	0円	85,819,900円
94,579,952円	1,089,904円	166,380円	237,017,585円
33,137,400円	82,800円	27,600円	87,963,400円
23,493,950円	1,168,000円	0円	29,604,075円
1,727,580,040円	9,152,604円	2,966,980円	4,284,238,024円
350,259円	522,191円	386,143円	334,761円
6,085円	8,455円	10,000円	7,339円
4,464円	88,618円	0円	7,638円
21,648円	99,082円	23,769円	21,094円
7,585円	7,527円	3,943円	7,829円
5,377円	106,182円	0円	2,635円
395,418円	832,055円	423,854円	381,296円
17.4年	29.1年	31.8年	18.3年
16.0年	18.0年	14.3年	15.3年
40.4歳	53.3歳	55.2歳	40.7歳

「給料」について同じ。)。
制通信教育手当である。

第5表 級別給料の月額等

行政職給料表							消防職			
区分		人員	1人当たり平均				区分		人員	給料
			給料	年齢	経験年数	修学年数				
級	1	人	円	歳	年	年	級	1	人	円
	2,128	235,175	29.8	7.3	15.3			384	240,841	
	837	323,126	40.1	17.8	15.1			339	338,199	
	1,400	373,095	49.3	27.6	14.4			229	378,900	
	382	394,959	50.0	27.9	14.8			41	398,168	
	361	421,161	52.1	29.8	15.1			53	424,915	
	168	444,026	53.8	31.1	15.5			19	447,195	
	130	472,233	55.0	32.4	15.6			13	475,177	
	28	502,746	56.9	34.2	15.8			1	508,700	
計		5,434	321,351	40.8	18.6	15.0		計	1,079	322,455

教育職給料表(二)							医療職			
区分		人員	1人当たり平均				区分		人員	給料
			給料	年齢	経験年数	修学年数				
級	1	人	円	歳	年	年	級	1	人	円
	0	—	—	—	—	—		0	—	—
	3,918	340,810	38.9	15.9	16.0			6	495,583	
	74	418,696	49.0	26.0	16.0			3	537,467	
	195	424,329	51.7	28.7	16.0			1	562,100	
	182	446,486	57.0	34.1	16.0			1	596,100	
	計	4,369	350,259	40.4	17.4	16.0		計	11	522,191

給料表			教育職給料表(一)					
1人当たり平均			区分	人員	1人当たり平均			
年齢	経験年数	修学年数			給料	年齢	経験年数	修学年数
歳	年	年	級	人	円	歳	年	年
28.1	7.0	14.5		3	278,096	37.4	11.4	16.0
41.2	20.0	13.9		310	378,167	44.6	21.6	15.9
51.0	30.6	13.3		6	440,969	50.2	27.7	16.0
50.7	29.5	14.3		11	449,600	52.6	30.3	16.0
53.1	31.9	14.4		6	472,750	58.1	35.1	16.0
54.7	33.5	14.3						
56.6	35.1	15.1						
59.8	41.2	12.0		計	336	382,422	45.1	22.1
40.0	19.0	14.1						15.9

給料表(一)			医療職給料表(二)					
1人当たり平均			区分	人員	1人当たり平均			
年齢	経験年数	修学年数			給料	年齢	経験年数	修学年数
歳	年	年	級	人	円	歳	年	年
—	—	—		0	—	—	—	—
48.3	24.5	18.0		2	348,100	49.9	21.9	14.0
57.8	33.4	18.0		3	397,367	58.0	36.8	14.7
57.9	32.1	18.0		4	407,350	56.3	34.1	14.0
64.9	41.2	18.0		5	0	—	—	—
				6	0	—	—	—
				7	0	—	—	—
53.3	29.1	18.0		計	7	386,143	55.2	31.8
								14.3

第6表 給料表別、級別、号俸別人員

その1 行政職給料表(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

適用者総数 5,434人

級 号俸 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4					1			
5	12							
6								
7								
8	8							
9	2	2						
10		1						
11	5	1						
12	9	1						
13	4	28	2					
14	4	4	2					
15	8	1						
16	11	2	2					
17	5	9	2					
18	11	1	3	1				
19	4	2	3					
20	7	7						
21	5	22	1					
22	6	15	7					
23	20	5	3					
24	7	10	6					
25	94	10	3					
26	40	30	4	1				
27	9	13	9	1				
28	91	14	8	2				
29	19	12	3	1				
30	29	24	10	1				
31	7	13	16	2	1			
32	94	19	10	2		1		
33	15	14	8	2				
34	25	28	8	2				
35	12	15	6	1	1			
36	82	13	8	1				
37	20	14	11	3				
38	31	19	16		2			
39	17	14	8	1	3			
40	69	11	15	5	4			
41	28	16	13	4	3		2	
42	43	17	15	7	5		1	
43	17	19	11	5	2		4	
44	88	11	15	1	8		2	
45	32	13	11	5	2	1	5	
46	6	10	10	1	8	1	4	
47	38	9	13	4	7		2	
48	31	11	12	5	7		15	
49	74	12	12	4	9			3
50	33	11	7	4	7	3		4
51	31	4	4	4	9	1	9	2
52	40	11	14	2	5	2	9	2
53	92	15	13	8	11	2	8	
54	33	12	15	1	8	8	8	1
55	37	16	13	5	12	3	5	1
56	32	11	16	3	15	3	8	1
57	85	14	26	4	22	8	5	
58	32	11	26	5	9	8	5	
59	47	9	19	6	5	5	3	
60	33	13	16	3	12	4	2	

級 号俸 \	1	2	3	4	5	6	7	8
61	49	12	21	4	21	3	5	
62	22	12	25	6	13	10	5	
63	21	7	39	7	19	10	7	
64	36	15	21	5	16	7	1	
65	29	15	40	13	12	10	2	
66	27	18	30	4	13	7	3	
67	20	8	20	10	19	9	3	
68	33	15	28	7	9	7	2	
69	33	9	27	7	8	8	3	
70	26	15	31	8	7	6	2	
71	18	10	26	6	7	6	2	1
72	28	14	16	2	5	9		
73	21	3	28	7	7	3	1	
74	10	9	28	6	2	5		
75	15	7	18	5	1	3		
76	18	12	27	6	3	2		
77	13	6	13	6	3	13		
78	14	9	27	12				
79	6	11	20	5	2			
80	6	5	21	9				
81	7	2	32	4				
82	7	2	22	3				
83	1	2	14	6				
84	2		16	9				
85	5		21	7	16			
86	3		22	6				
87	5		13	12				
88	2		16	9				
89	2		12	10				
90			18	3				
91			16	10				
92	2		15	6				
93	8		14	5				
94	2		20	4				
95			38	2				
96			29	3				
97	3		38	4				
98			18	4				
99			12	4				
100			12					
101			5	1				
102			4					
103			2	1				
104			2	1				
105				26				
106			1					
107								
108			1					
109			1					
110			5					
111			2					
112			2					
113								
114			2					
115			2					
116			1					
117			11					
計	2,128	837	1,400	382	361	168	130	28

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示す(以下その6まで同じ。)。

その2 消防職給料表(消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 1,079人

級号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5		4						
6								
7								
8		3						
9		3						
10								
11								
12		1						
13		1	2					
14		2						
15		4						
16		4						
17								
18		2	1	1				
19		3						
20		4	1					
21		8						
22		2	1	1				
23		5	1					
24		18	1	1				
25		1	2					
26		5						
27		2	2	1				
28		16						
29		2	1					
30		3	1	1				
31			6					
32		20	3					
33		8	4					
34		4	2					
35		1	8					
36		18	5	1	1	1		
37		5	5					
38		3	6	1				
39		10	7	1				
40		20	5	3				2
41		4	6					
42		5	8	2				
43		10	10	2				
44		5	6	2				
45		20	6	2		2		1
46		4	10	2				1
47		10	4	1	2	2		1
48		3	7	1				
49		10	3	3	1	3		1
50		4	9	1				
51		16	8	3				1
52		3	9	3				1
53		12	5	4		3	1	1
54			6	2	1	3		
55		11	5	6		5	1	2
56		3	7	6	2	1		
57		9	4	4	1	1	1	1
58		1	6	6		5	1	
59		15	5	5				
60		2	6	8			4	

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
61	5	4	2	3	2	3	1	
62	5	4	2	1	3			
63	9	8	7	1	4	2	1	
64	2	5	11	2	1	1		
65	2	10	8	5	5	1		
66	2	1	5		2	2		
67	5	4	6		3	1		
68	4	4	9	2	1	1		
69	3	7	8		1			
70	4	3	8					
71	2	5	6					
72	2	1	10					
73	2	3	1	3				
74	1	2	2					
75	4	3	6					
76	1	5	7	3				
77		3	4	2				
78	1	5	5	2				
79			6	1				
80	1	3	6	1				
81		6	1	3				
82		2	1	1				
83		6	4	2				
84		3	5					
85		12	10					
86		8	2					
87		7	2					
88		10	2					
89		1	5	1				
90		5						
91		3	3					
92		1	1					
93								
94								
95		1						
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	384	339	229	41	53	19	13	1

その3 教育職給料表(一)（高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用）

適用者総数 336人

級 号俸	1 人	2 人	特2 人	3 人	4 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7			3		
8					
9					
10			5		
11					
12					
13			1		
14			3		
15					
16			1		
17					
18			2		
19					
20			3		
21					
22			3		
23			1		
24			2		
25			1		
26			5		
27			3		
28			3		1
29					
30			2		
31			4		
32			2		
33			1		
34			2		
35			1		1
36			2		
37			2		
38			3		
39			5		1
40			1		
41			1		3
42					
43			4		
44			2		
45					
46					
47			1		
48			1		
49			1		
50			1		
51			1		
52	1		2		
53			1		
54					
55			1		
56			1		
57					
58					
59			1		1
60			2		

級 号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
61			1		1
62			1		1
63			2		
64			2		
65			3		2
66			3		
67			3		
68		1	3		
69			2		
70			3		
71			2		1
72			3		
73			1		1
74			2		
75			1		
76					1
77			1		
78			2		
79		1	1		
80			2		1
81			3		1
82			2		
83			1		
84			2		
85			2	1	
86			3		
87			2		
88				1	
89			2	1	
90			2		
91			2		
92			1		
93					
94			1		
95			1		
96			2	1	
97			1		
98			1		
99			2		
100					
101			2		
102			3		
103			1		1
104			2		
105			1		
106			1		
107			1		
108			4		
109			1		
110					
111					
112			3		
113			2		
114			3		
115			1		
116			1	1	
117			1		
118			2		
119			2		
120			3		

級 号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
121					
122		2			
123					
124		4			
125					
126		2			
127					
128		5			
129		2			
130		3			
131					
132		4			
133		3			
134		4			
135		1			
136		2			
137		3			
138		2			
139		1			
140		2			
141		6			
142		1			
143		4			
144		5			
145		3			
146		4			
147		4			
148		6			
149		3			
150		8			
151					
152		4			
153		2			
154					
155					
156		1			
157		1			
158		1			
159					
160					
161					
162					
163		1			
164					
165		31			
計	3	310	6	11	6

その4 教育職給料表(二) (幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用)

適用者総数 4,369人

級 号俸	1 人	2 人	特2 人	3 人	4 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19			114		
20					
21					
22			87		
23			22		
24			15		
25			7		
26			111		
27			5		
28			26		
29			7		
30			83		
31			40		
32			34		
33			8		
34			95		
35			16		
36			44		
37			11		
38			74		
39			17		
40			42		
41			14		
42			95		
43			15		
44			40		
45			23		
46			34		
47			14		
48			17		1
49			41		
50			14		
51			31		
52			32		
53			41		
54			12	1	1
55			47		
56			32		
57			35	1	1
58			26		
59			33	1	
60			38		

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
61		22	2		
62		35		1	
63		26	1		
64		56			
65		26	1		
66		42		1	
67		9	1	4	
68		18		1	
69		15		6	
70		44		1	
71		18		3	
72		40	1	1	
73		45	2	2	
74		37		4	
75		33	3	4	
76		40		1	
77		30	3	4	
78		32	2	5	
79		37	2		
80		38	1	2	
81		25	1	5	
82		24		7	
83		45	1	5	
84		20	1	3	
85		25		17	
86		16	3	2	
87		38		3	
88		24		3	
89		24		6	
90		12		1	
91		14	1	5	
92		10		15	
93		19	1	9	
94		12	4	12	
95		19	1	6	
96		11	1	2	
97		33		51	
98		24	2		
99		29			
100		23	2		
101		25			
102		23	3		
103		24			
104		18	3		
105		30	1		
106		14			
107		14			
108		16	1		
109		27			
110		15			
111		23			
112		6			
113		12	6		
114		13			
115		15			
116		14			
117		4			
118		19			
119		11	4		
120		9			

号俸 級	1	2	特2	3	4
121		8	16		
122		9			
123		12			
124		16			
125		10			
126		10			
127		8			
128		13			
129		11			
130		10			
131		8			
132		19			
133		6			
134		14			
135		7			
136		10			
137		17			
138		8			
139		8			
140		5			
141		8			
142		10			
143		7			
144		3			
145		5			
146		2			
147		8			
148		4			
149		10			
150		3			
151		12			
152		2			
153		10			
154		4			
155		10			
156					
157		9			
158		7			
159		7			
160		5			
161		4			
162		4			
163		8			
164		3			
165		6			
166		1			
167		13			
168		3			
169		7			
170		4			
171		4			
172		12			
173		600			
計	0	3,918	74	195	182

その5 医療職給料表(一)（保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

適用者総数 11人

号俸 級	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33			1		
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					

級 号俸	1	2	3	4	5
61			1		
62					1
63					
64					
65					
66					
67			2		
68					
69					1
70					
71					
72				1	
73			1		
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84				1	
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97				1	
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
計	0	6	3	1	1

その6 医療職給料表(二)（保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用）

適用者総数 7人

級 号俸 \	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							

級 号俸 \	1	2	3	4	5	6	7
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76		1					
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91					1		
92							
93							
94							
95							
96		1					
97							
98							
99							
100					1		
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116				1			
117							
118							
119							
120				1			

級 号俸 \	1	2	3	4	5	6	7
121				1			
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
計	0	2	3	2	0	0	0

第7表 級別、年齢別人員

給 料 表 級	年 齡																						
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
行政職	1	5	14	17	29	119	138	149	118	137	148	148	134	157	142	108	117	118	109	55	44	26	
	2															27	36	37	38	40	70	48	48
	3															1	11	12	18	28	31	36	
	4																		3	4	2		
	5													1									
	6																						
	7																						
	8																						
	計	5	14	17	29	119	138	149	118	137	148	148	135	157	169	145	165	168	167	156	127	112	
消防職	1		7	5	9	18	25	26	28	30	35	38	39	30	34	18	13	9	9	7	2	2	
	2													1	2	5	2	11	11	10	31	24	25
	3																	3	1	1		3	
	4																						
	5																						
	6																						
	7																						
	8																						
	計		7	5	9	18	25	26	28	30	35	38	40	32	39	20	24	23	20	39	26	30	
教育職(一)	1												1						1				
	2					3	5	4	4	6	9	8	9	10	9	3	3	7	6	6	3	6	
	特2																						
	3																						
	4																						
	計					3	5	4	4	6	9	8	10	10	9	3	3	8	6	6	3	6	
教育職(二)	1																						
	2					82	122	165	150	166	144	157	145	122	101	111	138	143	122	97	122	95	
	特2																						
	3																						
	4																						
	計					82	122	165	150	166	144	157	145	122	101	111	138	143	122	97	122	95	
醫療職(一)	1																						
	2																					1	
	3																						
	4																						
	5																						
	計																					1	
醫療職(二)	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	6																						
	7																						
	計																						
総 計		5	21	22	38	222	290	344	300	339	336	351	330	321	318	279	330	342	315	298	278	244	

(単位:人、歳)

39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 以上	計	平均 年齢		
20	8	5	6	5	7	10	5	3	7	2	4	2	1	1	1	1	1	2		6	2,128	29.8			
55	55	58	58	54	73	52	47	33	6	1	1										837	40.1			
31	43	36	37	34	26	43	46	51	86	106	101	104	92	74	51	72	46	57	57	69	1	1,400	49.3		
6	10	12	9	22	11	14	23	24	18	32	21	16	23	24	19	26	15	19	16	13		382	50.0		
	1	6	11	3	7	13	13	22	18	26	20	23	30	18	20	28	32	27	25	17		361	52.1		
	1				1	1	6	7	10	9	10	7	15	11	14	19	19	8	12	18		168	53.8		
							1	5	7	10	7	10	7	6	16	13	14	17	17		130	55.0			
1													1			2	2	9	11	2		28	56.9		
113	118	117	121	118	125	133	140	141	150	181	165	161	173	135	111	164	128	134	140	136	7	5,434	40.8		
																					384	28.1			
26	13	31	21	22	13	12	18	36	25													339	41.2		
2	3	7	3	4	3	7	4	4	8	23	23	24	26	16	13	14	15	6	11	5		229	51.0		
	1	1	1	2	1	3	3	2	4	2	1	2	4	2	1	4	1		1	5		41	50.7		
				1	1	3	1	1		4	3	4	6	2	6	6	5	5	3	2		53	53.1		
								2	1			1	1	3	2	1	3	1	1	3		19	54.7		
												1		1		2	3	2	2	2		13	56.6		
																					1		59.8		
28	17	39	25	29	18	25	26	43	39	30	27	32	37	24	22	27	27	14	18	18		1,079	40.0		
									1												3		37.4		
6	3	10	9	6	5	5	8	7	9	12	14	12	14	10	10	9	14	10	21	15		310	44.6		
							1	1	2				1	1							6		50.2		
								1	2	1						4	1	2				11		52.6	
																1	1		1	3		6		58.1	
6	3	10	9	6	5	5	9	8	13	15	14	12	14	11	15	11	17	10	22	18		336	45.1		
																					0		—		
91	105	91	91	86	72	52	76	57	70	62	76	64	59	66	65	92	100	115	132	114		3,918	38.9		
2	2	3	7	6	4	3	4	3	1	5	3	5	6	4	3	3	2	3	2	3		74		49.0	
				1	6	5	3	11	14	21	22	18	22	17	17	14	16	5	2	1		195		51.7	
												5	3	9	20	23	15	23	45	39		182		57.0	
93	107	94	98	93	82	60	83	71	85	88	101	92	90	96	105	132	133	146	181	157		4,369	40.4		
																					0		—		
								2	1		1							1			6		48.3		
																1	1				1	3		57.8	
																	1				1		57.9		
																					1	1		64.9	
							2	1		1						1	1	2		2		11		53.3	
																					0		—		
									1	1											2		49.9		
																1					2		58.0		
															1						1		56.3		
																					0		—		
																					0		—		
																					0		—		
										1	1			1		1		1			3		7		55.2
240	245	260	253	246	230	223	258	265	288	315	309	297	314	267	253	336	306	306	361	332	9	11,236	40.7		

第8表 紙料表別、級別、経験年数別人員

給 料 表	経験 年数 級	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
		1	120	155	160	143	138	163	170	162	181	134	116	100	124	84	48	38	24	12	5	6	5
行政職	2										3	34	40	53	53	48	71	58	39	38	54	49	38
	3										1	3	7	19	24	39	35	43	33	40	29	31	27
	4																6	5	4	11	15	14	17
	5							1										1		4	13	15	
	6																		1				
	7																						
	8																	1					
	計	120	155	160	143	138	163	170	163	185	171	163	172	201	171	160	145	101	101	108	113	102	
消防職	1	12	25	23	32	31	35	33	38	23	38	24	27	15	11	11	5	1					
	2									1	2	4	5	13	12	11	18	19	24	28	23	18	26
	3													1	2	1	2	5	5	1	4	6	
	4																	1			2		
	5																			1			
	6																						
	7																						
	8																						
教育職(一)	計	12	25	23	32	31	35	33	39	25	42	29	40	28	24	30	26	31	33	25	24	32	
	1								1					1							1		
	2	3	7	4	5	6	13	7	10	12	3	5	1	7	6	6	5	8	7	5	10	7	
	特2																						
	3																						
	4																						
	計	3	7	4	5	6	13	8	10	12	3	6	1	7	6	6	5	8	8	5	10	7	
	1																						
教育職(二)	2	112	142	149	163	174	155	159	142	120	113	132	143	148	113	114	104	96	112	103	103	78	
	特2																1		1	3	2	8	4
	3																					1	
	4																						
	計	112	142	149	163	174	155	159	142	120	113	132	143	148	113	115	104	97	115	105	111	83	
医療職(一)	1																						
	2																1						
	3																						
	4																						
	5																						
	計														1								
医療職(二)	1																						
	2																					1	
	3																						
	4																						
	5																						
	6																						
	7																						
	計																					1	
総 計	247	329	336	343	349	366	370	354	342	329	330	356	384	315	311	280	237	257	243	258	225		

(単位:人・年)

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41 以上	計	平均 経験 年数
10	9	3	1	3	5	1	2	1	1	1	1	1	1								2,128	7.3
45	28	35	40	32	32	23	17	4		2	1										837	17.8
33	21	33	37	36	39	59	67	67	96	84	109	61	73	59	46	34	21	32	28	34	1,400	27.6
13	9	17	24	16	15	18	20	23	16	20	15	14	25	22	9	7	5	8	8	6	382	27.9
12	11	11	13	15	19	18	23	12	20	23	15	28	25	17	18	17	6	13	8	3	361	29.8
1	1	7	12	6	9	10	12	5	13	11	8	17	15	17	6	7	3	1	1	5	168	31.1
		2	5	2	12	9	6	11	8	13	10	13	15	7	6	2	2	4	3	130	32.4	
								2		4		3	12	3	1	1			1		28	34.2
114	79	106	129	113	121	141	150	118	159	149	166	131	155	142	89	72	38	56	50	51	5,434	18.6
																					384	7.0
16	14	15	18	3	11	7	15	21	15												339	20.0
5	1	2	5	3	5	4	8	14	17	24	30	15	14	15	4	13	9	4	7	3	229	30.6
3	3	3	1		2		1	3	3	3	2	2	3	2	1	3				3	41	29.5
1	2	1		2	1	1	5	6	3	2	1	2	4	5	8	3	3	2			53	31.9
	1			2	1		1	1	1			2			2	5	3				19	33.5
							1		1		4	1	1	2			1		2		13	35.1
																				1	1	41.2
25	20	22	24	8	21	13	29	46	39	31	33	23	24	23	17	24	15	7	7	9	1,079	19.0
																					3	11.4
3	8	7	8	8	11	14	12	11	10	8	12	14	10	16	17	3	1				310	21.6
		1	1		2				2												6	27.7
		1	1	1	1				2	2	2	1									11	30.3
										1	1		2	1	1						6	35.1
3	8	7	10	10	12	17	12	11	10	12	15	17	11	18	18	4	1				336	22.1
																				0	—	
77	66	75	58	53	72	51	71	58	51	61	74	119	92	122	90	47	5	1			3,918	15.9
4	4	4	3	2	5	4	1	6	5	2	3	4	1	2	4		1				74	26.0
4	8	6	11	17	16	20	15	19	21	13	18	18	3	4	1						195	28.7
					1	4	6	5	12	25	24	21	38	30	16						182	34.1
85	78	85	72	72	93	76	91	89	82	88	120	165	117	166	125	63	6	1			4,369	17.4
																				0	—	
	1	1	1	1								1			1						6	24.5
								1			1				1						3	33.4
										1											1	32.1
																				1	1	41.2
	1	1	1	1				1		1		1		1		1			1		11	29.1
																				0	—	
	1											1					2				2	21.9
													1		1						3	36.8
														1							2	34.1
																					0	—
																					0	—
		1										1	1	1				2			7	31.8
227	185	222	236	204	248	247	282	264	291	280	336	338	307	351	249	164	60	66	57	61	11,236	18.3

第9表 給料表別、学歴別、性別人員構成

学歴別 給料表 ・性別		学歴別人員構成								性別人員構成	
		大学卒		短大卒		高校卒		中学卒			
		人員	率	人員	率	人員	率	人員	率	人員	率
全	男	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	男	4,931	79.4	128	2.1	1,145	18.4	6	0.1	6,210	55.3
	女	4,073	81.0	550	10.9	402	8.0	1	0.0	5,026	44.7
行政職	計	9,004	80.1	678	6.0	1,547	13.8	7	0.1	11,236	100.0
	男	2,145	73.8	109	3.8	647	22.3	4	0.1	2,905	53.5
	女	1,653	65.4	485	19.2	390	15.4	1	0.0	2,529	46.5
消防職	計	3,798	69.9	594	10.9	1,037	19.1	5	0.1	5,434	100.0
	男	542	51.6	13	1.2	494	47.0	2	0.2	1,051	97.4
	女	14	50.0	2	7.1	12	42.9	0	0.0	28	2.6
教育職(一)	計	556	51.5	15	1.4	506	46.9	2	0.2	1,079	100.0
	男	219	97.8	1	0.4	4	1.8	0	0.0	224	66.7
	女	110	98.2	2	1.8	0	0.0	0	0.0	112	33.3
教育職(二)	計	329	97.9	3	0.9	4	1.2	0	0.0	336	100.0
	男	2,019	99.8	5	0.2	0	0.0	0	0.0	2,024	46.3
	女	2,290	97.7	55	2.3	0	0.0	0	0.0	2,345	53.7
医療職(一)	計	4,309	98.6	60	1.4	0	0.0	0	0.0	4,369	100.0
	男	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	54.5
	女	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	45.5
医療職(二)	計	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	100.0
	男	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	女	1	14.3	6	85.7	0	0.0	0	0.0	7	100.0
	計	1	14.3	6	85.7	0	0.0	0	0.0	7	100.0

(注)1 学歴は、給与決定上の学歴である。

2 端数処理の関係上、学歴別人員構成の率の欄の合計が100%とならない場合がある。

第10表 給料の特別調整額の支給状況

区分 受給職員	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	計	受給職員 1人当たり 平均手当 月額
給料表適用職員	人 25	人 36	人 87	人 394	人 248	人 184	人 204	人 1,178	円 72,852
行政職 給料表 適用職員	24	34	75	354	200			687	83,570

(注) 各区分に該当する職は以下のとおりである。

- 1種 危機管理監、局長、区長等
- 2種 理事、次長、副区長等
- 3種 部長等
- 4種 参事、課長等
- 5種 主幹、高等学校長、中等教育学校長、特別支援学校長等
- 6種 小中学校校長、高等学校副校長、特別支援学校副校長、幼稚園長
- 7種 高等学校教頭、中等教育学校教頭、特別支援学校教頭、中学校副校長、小中学校教頭、幼稚園副園長

第11表 扶養手当の支給状況

その1 受給職員数及び平均扶養親族数

区分 受給職員	受給職員数					受給職員1人当たり平均扶養親族数
		扶養親族1人	扶養親族2人	扶養親族3人	扶養親族4人以上	
給料表適用職員	人 4,168	人 1,557	人 1,550	人 836	人 225	人 1.94
行政職給料表適用職員	1,924	769	696	382	77	1.88

その2 扶養親族数及び平均手当月額

区分 受給職員	扶養親族数					受給職員1人当たり平均手当月額
		配偶者 6,500円	子 10,000円	うち特定期間にある子 +5,000円	左記以外の扶養親族 6,500円	
給料表適用職員	人 8,090	人 1,730	人 6,162	人 1,662	人 198	円 19,785
行政職給料表適用職員	3,625	778	2,740	807	107	19,328

(注) 「特定期間にある子」とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第12表 住居手当の支給状況

区分 住居の種類 及び手当額	受給職員数		受給職員1人当たり平均手当月額	
	給料表 適用職員	行政職 給料表 適用職員	給料表 適用職員	行政職 給料表 適用職員
借家 ・ 借間	6,600円未満	人 0	人 0	円 27,049
	6,600円以上10,600円未満	1	1	27,083
	10,600円以上27,600円未満	513	240	
	27,600円	2,738	1,411	
計	3,252	1,652	-	-

第13表 通勤手当の支給状況

区分	受給職員		行政職給料表 適用職員
	給料表適用職員	行政職給料表 適用職員	
交通機関等 利 用 者	受給職員数	3,252 人	2,831 人
	1人当たり平均手当月額	11,560 円	11,623 円
交 通 用 具 使 用 者	受給職員数	6,944 人	1,722 人
	1人当たり平均手当月額	7,544 円	7,368 円
交通機関等及 び交通用具の 併用者	受給職員数	484 人	445 人
	1人当たり平均手当月額	17,080 円	16,975 円
非該当職員数	556 人	436 人	
計	11,236 人	5,434 人	

民 間 紿 与 關 係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を民間の給与と比較検討するに当たっての基礎資料を得るため、仙台市内の民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、宮城県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和5年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の仙台市内における全産業594事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3(1)に記載した仙台市内の民間事業所を産業、規模等によって17層に層化し、これらの層から157事業所を無作為に抽出した。調査の完了した事業所は第14表に示すとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 調査実人員

調査実人員及び調査職種該当者(母集団)の推定数は、次のとおりである。

調査実人員 6,601人 (うち初任給関係職種 361人)

調査職種該当者(母集団) 32,359人 (うち初任給関係職種 1,115人)

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元した。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業	企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業	計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
		134	35	28	22	34	15
農業、林業、漁業		—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		29	9	9	5	3	3
製造業		14	8	2	1	1	2
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		25	4	4	4	11	2
卸売業、小売業		19	1	5	7	4	2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		11	5	2	1	3	0
教育、学習支援業、医療、福祉、各種サービス業		36	8	6	4	12	6

(注) 上記のほか、調査実施に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が23事業所あった。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	円 206,709	円 209,200	円 205,441
		短大卒	184,569	186,758	181,018
		高校卒	170,342	173,447	166,899
	新卒技術者	大学卒	217,089	220,971	204,529
		短大卒	194,518	195,987	183,099
		高校卒	175,284	178,643	166,997
	事務・技術計	大学卒	209,668	212,850	205,233
		短大卒	187,890	190,108	181,527
		高校卒	172,002	175,356	166,928

(注) 金額は、きまつて支給する給与から、時間外手当等の所定外給与のほか、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

第16表 職種別給与額等

職種名		調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額		
				きまつて支給する 給与(a)	うち時間外手当(b)	(a)-(b)
事務・技術	支店長	人	歳	円	円	円
	工場長	18	53.6	847,042	901	846,141
事務・技術	事務部長	189	53.1	659,187	2,043	657,144
	技術部長	87	52.0	643,703	1,293	642,410
事務・技術	事務部次長	84	53.7	630,407	2,226	628,181
	技術部次長	61	50.0	683,629	83,906	599,723
事務・技術	事務課長	436	50.0	602,357	7,352	595,005
	技術課長	265	49.2	603,879	26,841	577,038
事務・技術	事務課長代理	228	47.3	565,210	60,790	504,420
	技術課長代理	124	47.5	572,906	76,056	496,850
事務・技術	事務係長	488	44.4	513,804	77,809	435,995
	技術係長	303	44.8	520,030	101,235	418,795
事務・技術	事務主任	323	41.7	392,584	56,311	336,273
	技術主任	252	42.2	479,402	101,922	377,480
事務・技術	事務係員	1,634	36.4	325,330	41,598	283,732
	技術係員	1,159	31.8	367,277	79,934	287,343
技能・労務	電話交換手	2	54.0	341,707	18,017	323,690
	自家用乗用自動車運転手	1	x	x	x	x
技能・労務	守衛	—	—	—	—	—
	用務員	1	x	x	x	x

(注)1 「中間職(部長一課長間)」、「中間職(課長一係長間)」、「中間職(係長一係員間)」とは、それぞれ()内の
られる者をいう。

2 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職8級 企業規模100人以上500人未満 行政職7級 企業規模100人未満 行政職6級
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。) 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	企業規模500人以上 行政職7級 企業規模100人以上500人未満 行政職6・5級 企業規模100人未満 行政職5級
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	企業規模500人以上 行政職6・5級 企業規模100人以上500人未満 行政職4・3級 企業規模100人未満 行政職4・3級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長—係長間)	行政職4・3級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職4・3級 企業規模100人以上500人未満 行政職2級 企業規模100人未満 行政職2級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長—係員間)	企業規模500人以上 行政職2級 企業規模100人以上500人未満 行政職1級 企業規模100人未満 行政職1級
	行政職1級
見習、外国語の電話交換手を除く。	

役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が()内の役職の間に位置付け

職種名		調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額		
				きまつて支給する 給与(a)	うち時間外手当(b)	(a)-(b)
教育関係職種	大学学長	人	歳	円	円	円
	大学副学長	—	—	—	—	—
	大学学部長	4	59.3	760,600	0	760,600
	大学教授	6	58.7	707,008	0	707,008
	大学准教授	41	55.4	635,685	0	635,685
	大学講師	29	47.3	539,930	0	539,930
	大学助教	1	x	x	x	x
研究関係職種	高等学校校長	3	55.3	532,929	0	532,929
	高等学校教頭	1	x	x	x	x
	高等学校教諭	5	45.3	603,313	0	603,313
研究関係職種	研究所長	57	45.3	451,756	8,438	443,318
	研究部(課)長	—	—	—	—	—
	研究室(係)長	14	48.7	569,196	31,875	537,321
	主任研究員	18	44.5	523,842	83,671	440,171
	研究員	26	46.6	476,792	64,937	411,855
	研究補助員	26	38.0	356,224	38,317	317,907

備

考

構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)

職種名		調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額		
				きまつて支給する 給与(a)	うち時間外手当(b)	(a)-(b)
医療関係職種	病院長	人	歳	円	円	円
	副院長	—	—	—	—	—
	医科長	3	56.0	1,668,840	28,484	1,640,356
	医師	11	48.2	1,313,810	159,126	1,154,684
	歯科医師	—	—	—	—	—
医療関係職種	薬局長	4	57.4	472,765	0	472,765
	薬剤師	23	33.4	322,148	29,156	292,992
	診療放射線技師	31	32.8	322,889	31,411	291,478
	臨床検査技師	25	42.6	311,392	15,997	295,395
	栄養士	17	30.9	240,408	23,853	216,555
	理学療法士	51	29.4	291,107	21,150	269,957
	作業療法士	32	28.3	272,314	14,779	257,535
医療関係職種	総看護師長	3	55.1	523,295	0	523,295
	看護師長	30	47.6	399,241	0	399,241
	看護師	96	33.7	327,629	48,719	278,910
	准看護師	27	40.9	301,101	25,172	275,929

備

考

部下に医師又は歯科医師5人以上

上記病院長に事故等のあるときの職務代行者

部下に医師又は歯科医師1人以上

部下に薬剤師2人以上

部下に看護師長5人以上

部下に看護師又は准看護師5人以上

第17表 賞与の配分状況

(単位:%)

	係 員		課長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
令和4年冬季	59.1	40.9	51.1	48.9

国及び他の指定都市の
職員の給与

第18表 国家公務員の平均給与額等

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和5年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和4年4月
俸 給	円 322,487	円 323,711	円 334,218	円 334,711
扶 養 手 当	8,602	8,852	9,027	9,264
俸給の特別調整額	12,688	12,655	11,994	11,956
地 域 手 当 等	43,800	43,644	43,290	43,123
住 居 手 当	7,447	7,129	6,769	6,510
そ の 他	8,991	9,058	7,449	7,500
計	404,015	405,049	412,747	413,064
平 均 年 齢	42.4 歳	42.7 歳	42.3 歳	42.5 歳

(注)1 「俸給」には、俸給の調整額を含む。

2 「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

3 「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第19表 指定都市職員の平均給与月額等

その1 給料表適用職員

(令和5年4月)

都 市 名	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	平 均 年 齢
	円	円	円	円	歳
札幌市	325,383	8,692	10,453	344,528	40.1
さいたま市	324,330	7,163	50,809	382,302	38.8
静岡市	334,507	8,048	18,299	360,854	39.9
名古屋市	332,964	7,583	52,123	392,670	40.5
京都 市	341,928	9,458	35,757	387,143	40.8
神戸 市	339,411	9,293	42,911	391,615	40.8
北九州市	347,946	10,383	11,176	369,505	42.1
福岡市	324,498	8,663	33,955	367,116	38.8
仙 台 市	334,761	7,339	21,094	363,194	40.7

(注)1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 京都市には、技能職員を含む。

3 令和5年9月26日現在、上記職員の平均給与月額等を公表している都市について掲載した。

その2 行政職給料表適用職員(事務・技術系)

(令和5年4月)

都 市 名	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	平 均 年 齢
	円	円	円	円	歳
札幌市	301,577	8,089	9,717	319,383	39.3
さいたま市	313,748	7,300	49,542	370,590	39.6
静岡市	317,181	10,063	19,342	346,586	39.6
名古屋市	313,849	7,324	49,245	370,418	40.5
京都 市	330,600	9,091	34,690	374,381	41.1
神戸 市	328,045	8,781	41,845	378,671	41.5
北九州市	351,016	11,218	11,412	373,646	44.5
福岡市	311,249	8,887	32,888	353,024	39.2
仙 台 市	321,351	6,843	20,414	348,608	40.8

(注)1 「給料」には、給料の調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 令和5年9月26日現在、上記職員の平均給与月額等を公表している都市について掲載した。

勞 動 經 濟 指 標

第20表 労働経済指標

項目		年月		令和4年 4月	5月	6月	7月	8月
賃金・労働時間(厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまつて支給する給与(調査産業計)	全国	金額	307,905	301,194	304,007	303,699	301,851
		前年同月比	2.5	2.2	2.3	2.0	2.3	
	宮城県	金額	263,257	258,727	261,113	264,608	266,168	
		前年同月比	△ 1.9	△ 1.4	△ 0.6	△ 0.2	1.9	
	うち所定内給与	全国	金額	281,865	277,201	280,002	279,066	277,677
		前年同月比	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	
	宮城県	金額	239,782	237,167	239,791	241,580	243,031	
		前年同月比	△ 2.6	△ 1.4	△ 0.7	△ 0.8	1.4	
	総実労働時間数(調査産業計)		全国	149.0	137.6	149.6	147.0	139.1
			宮城県	149.6	141.1	151.2	150.8	146.1
			全国	12.9	11.7	12.1	12.1	11.3
			宮城県	12.4	11.7	11.6	11.9	11.8
生計費(総務省家計調査)	消費支出	全国		金額	304,510	287,687	276,885	285,313
		前年同月比		1.2	2.4	6.4	6.6	8.8
	仙台	金額		298,234	293,643	291,673	274,456	266,152
		前年同月比		8.8	△ 12.1	15.4	7.9	3.9
	仙台(勤労者世帯)	金額		329,304	312,665	278,923	296,487	271,427
物価	消費者物価指数(総務省)	全国	前年同月比	2.5	2.5	2.4	2.6	3.0
		仙台	前年同月比	2.7	2.8	3.0	3.5	3.8
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比		9.9	9.4	9.6	9.3	9.6
雇用・生産	常用雇用指数(調査産業計・厚生労働省)		前年同月比	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.5
	有効求人倍率(厚生労働省)			1.24	1.25	1.27	1.28	1.31
	完全失業率(総務省)			2.6	2.6	2.6	2.6	2.5
	鉱工業生産指数(経済産業省)	前年同月比		△ 4.7	△ 2.7	△ 3.0	△ 1.8	5.7
	実質国内総生産(内閣府)	前期比		1.3			△ 0.3	

(注) 1 「実質国内総生産」の前期比は平成27年基準、「きまつて支給する給与」、「所定内給与」、「消費者物価指数」のうち宮城県の前年同月比は実数)による。

2 「きまつて支給する給与」、「所定内給与」、「総実労働時間数」、「所定外労働時間」及び「常用雇用指数」による。

3 「消費支出」は二人以上世帯の数値である。

4 「有効求人倍率」、「完全失業率」及び「実質国内総生産」は季節調整値である。

9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
304,032	305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867	307,674	309,495
2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	2.1	1.8
263,919	263,950	265,308	266,997	268,672	266,862	269,896	272,243	270,164	273,671
0.7	△ 0.1	0.6	△ 0.4	2.7	2.9	2.9	3.4	4.4	4.7
279,695	279,874	280,041	280,051	279,485	279,057	281,620	285,120	283,500	285,211
2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2	2.2	1.8
242,025	241,067	241,564	242,699	245,285	243,385	246,985	247,997	247,164	250,604
0.3	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.9	2.7	2.7	2.8	3.4	4.2	4.5
144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	140.9	149.7
146.5	147.3	148.2	147.4	137.0	141.0	147.0	147.7	142.5	150.4
12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	11.7	11.9
11.9	12.1	12.4	12.4	11.1	11.0	11.6	11.7	11.1	11.1
280,999	298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076	286,443	275,545
5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5
246,284	273,720	282,860	298,325	297,464	275,559	304,736	291,329	287,919	277,814
△ 2.9	△ 3.9	△ 15.5	△ 1.1	0.8	6.3	△ 18.4	△ 2.3	△ 1.9	△ 4.8
267,647	289,327	284,952	299,423	311,396	299,251	330,961	325,637	333,287	319,478
△ 4.5	△ 7.1	△ 7.7	△ 5.9	7.3	20.8	△ 6.5	△ 1.1	6.6	14.5
3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2	3.3
3.9	4.6	4.2	4.7	5.1	3.6	3.6	3.8	3.6	4.0
10.3	9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	6.1	5.3	4.3
△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	0.6
1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30
2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	2.5
8.7	3.1	△ 1.4	△ 2.2	△ 2.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.7	4.2	0.0
	0.1			0.8			1.2		

物価指数」、「国内企業物価指数」、「常用雇用指数」及び「鉱工業生産指数」の前年同月比は令和2年基準(ただし、

指数」は事業所規模30人以上の数値である。

再生紙を使用しています。